

第3次筑前町地域福祉計画 筑前町地域福祉活動計画



ごあいさつ



近年、少子高齢化や核家族化、価値観や生活スタイルの多様化などにより、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民相互の社会的つながりの希薄化等は全国的な問題として取り上げられています。またその一方で、子育てや介護への不安、一人暮らし高齢者の孤立、虐待への対応など、求められる福祉ニーズも複雑化・多様化している状況にあります。

こうしたニーズに対しては、公的サービスのみでの解決は難しい場合もあり、地域が一体となって課題解決に取り組む「地域福祉」という考え方の重要性は、なお一層高まっています。

そこで本計画は、前計画に掲げた基本理念である「健やかでぬくもりのある“ちくぜん”」を継承しつつ、上位計画である「第2次筑前町総合計画」で目指す「緑あふれる 豊かで便利なたかいなか」という将来像と、慣れ親しんだ町で誰もが安心して生活できる社会を実現するための指針として策定を行いました。

私たちの筑前町は令和3年1月末に人口3万人を達成しましたが、この活力をこれから10年、20年と維持していくためには、行政はもとより地域社会を構成する一人ひとりが、共に地域課題について考え、連携して取り組むことが重要です。計画実現のため互いに連携し、それぞれの役割を果たしていくことで地域の課題も解決していけるものと確信しております。

結びに、本計画の策定にあたって熱心にご審議いただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ等にご参加いただきました多くの町民の皆様並びに福祉関係団体の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

筑前町長
田頭 喜久己

ごあいさつ



人生 100 年時代と言われるようになった今日、日本はまさに超長寿社会です。しかしながら少子高齢化、核家族化などが進行し、高齢者のみの世帯や高齢者一人世帯の増加が進んでいます。

また障がいのある人、ひきこもり、児童に対する虐待や貧困など深刻化しています。

さらに、個人の価値観、ライフスタイルの多様化で、地域や家族内におけるつながりの希薄化により、身近な暮らしの中に様々な課題が複雑に生じ、公的な福祉サービスだけでは対応が難しくなっています。

このような中、筑前町社会福祉協議会では初の長期計画である「地域福祉活動計画」を町と一体化させた形で策定することができました。

本計画は、住民、地域、福祉事業者の行動計画であり、町の「地域福祉計画」とともに推進することにより「誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉の町」の実現に近づけると確信しています。

社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う団体として本計画の実現を目指し、地域住民の方々、多くの組織や団体をはじめ行政と一緒に取り組みますのでご支援ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、計画策定にあたりまして、大変厳しいコロナ禍の中、アンケート調査やワークショップ等にご協力いただきました多くの住民の皆様、地域福祉関係団体の皆様に心よりお礼を申し上げます。また貴重なご意見、ご支援等賜りました本計画策定委員会委員のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

筑前町社会福祉協議会
会長 矢野 徹

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景・目的	2
2	地域福祉とは	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	7
5	計画の策定体制	8

第2章 筑前町の現状

1	人口・世帯の状況	10
2	高齢者の状況	13
3	障がいのある人の状況	15
4	子どもの状況	15
5	ひとり親世帯の状況	17
6	生活保護の状況	17
7	社会資源の状況	18

第3章 計画の基本方針

1	計画の基本理念	24
2	計画の基本目標	25
3	施策体系図	26

第4章 計画の推進

1	計画の推進体制	28
---	---------	----

第5章 取り組みの展開

基本目標1 地域がお互いに学び合い支え合うまちづくり

1	地域福祉の意識向上	32
2	地域における交流・ふれあいの促進	34
3	地域で支え合うネットワークの強化	39

基本目標2 相談しやすく適切にサービスが受けられるまちづくり

1	情報提供・相談体制の整備	45
2	地域のニーズに対応したサービス基盤の整備	50

基本目標3 すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり

1	防災・防犯体制の整備	57
2	いきいきと暮らせる住環境づくり	62
3	権利擁護体制の充実	67

第6章 社会福祉協議会の取り組み

1	取り組みの体系	70
2	具体的な事業・活動内容	73
	基本目標1 地域がお互いに学び合い支え合うまちづくり	73
	基本目標2 相談しやすく適切にサービスが受けられるまちづくり	79
	基本目標3 すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり	82

第7章 成年後見制度利用促進基本計画

1	基本計画策定の背景	88
2	計画の期間	88
3	計画の進行管理及び点検	88
4	筑前町における現状と課題	89
5	具体的な施策・事業	91
6	参考資料	94

資料編

1	筑前町地域福祉計画策定委員会設置要綱	98
2	筑前町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	99
3	筑前町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿	100
4	計画策定の過程	101
5	用語解説	102

「障がい」の表記について

本計画においては、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、そのまま「障害」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1) 社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がいのある人、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児が同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がいのある人、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するためのしくみづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

このたびの計画策定は、平成29年度に策定した「第2次筑前町地域福祉計画」が令和2年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直し、「第3次筑前町地域福祉計画」を策定します。また地域福祉の具体的な取り組み内容に関して記載する「地域福祉活動計画」を社会福祉協議会が策定します。

「第3次筑前町地域福祉計画」と「筑前町地域福祉活動計画」を一体的に策定し、住民及び地域・事業者・社会福祉協議会・行政が協力し地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種団体など地域の多様な主体が、地域

で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこトです。

筑前町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第3次筑前町地域福祉計画」及び「筑前町地域福祉活動計画」は、筑前町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

2 地域福祉とは

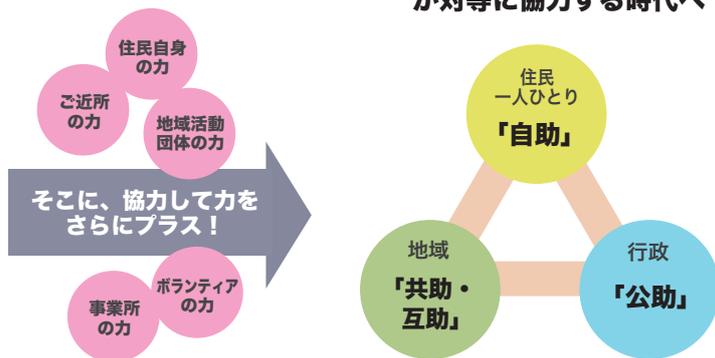
地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけでなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

これまでは主に…
行政サービスによる支援



これからは住民・地域・行政等
が対等に協力する時代へ



自助とは……………個人や家族による支え合い・助け合い（自分でできることは自分です）

共助・互助とは… 地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う）
地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う）

公助とは……………公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供
（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

3 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、筑前町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。令和2年3月に策定した「第2次筑前町総合計画」を上位計画として、福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進に関する理念と、その具現化のための取り組み方針を規定する総論的な計画です。高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉・子育て支援等、他の福祉分野における行政計画やその他の町の関連計画との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本とし、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進を図る団体として位置づけられた社会福祉協議会が中心となり策定するものです。

地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。

社会福祉法（一部抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（一部抜粋）

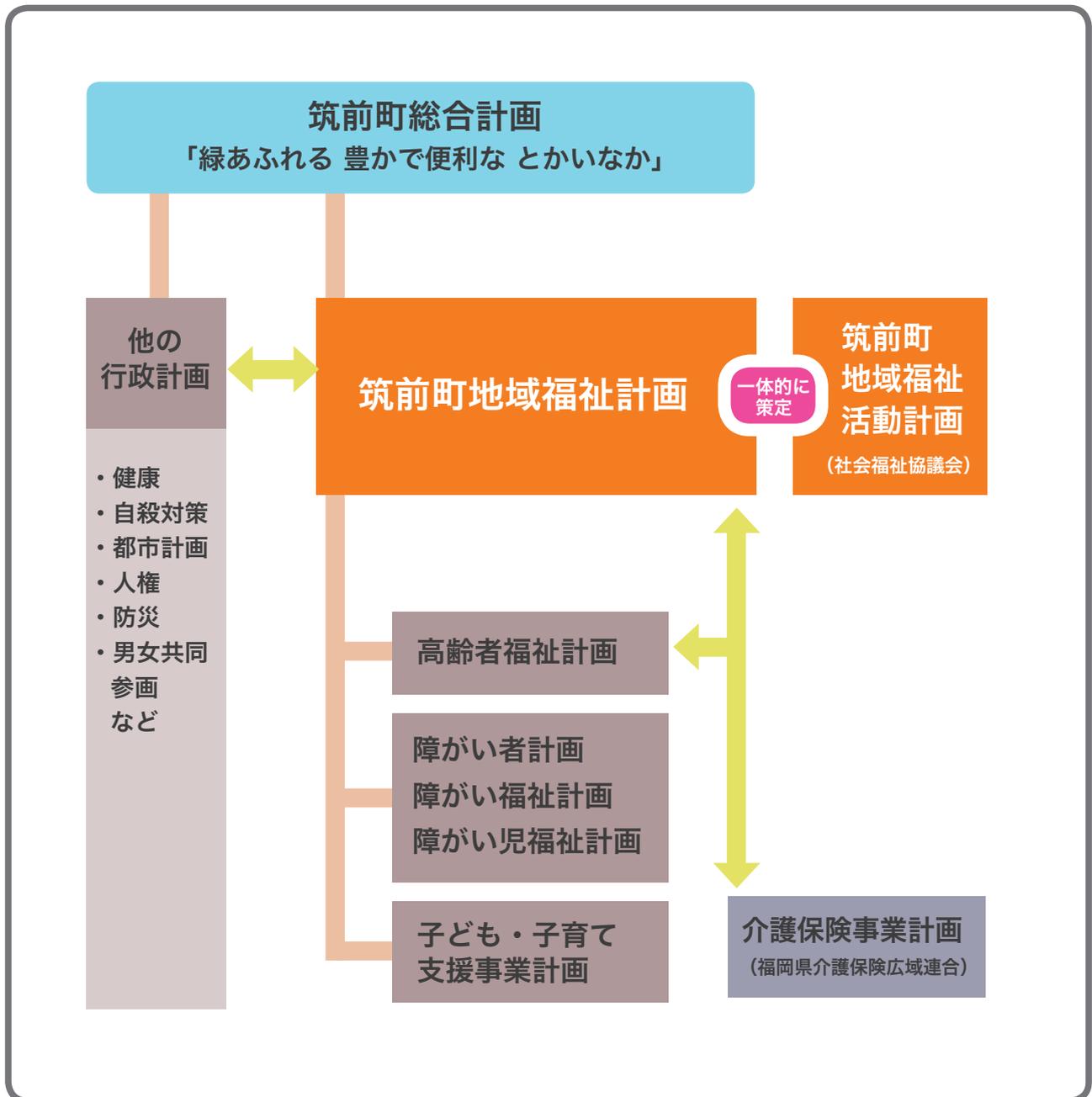
《地域福祉活動計画の定義》

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

資料：全国社会福祉協議会

第1章 計画策定にあたって

● 筑前町地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

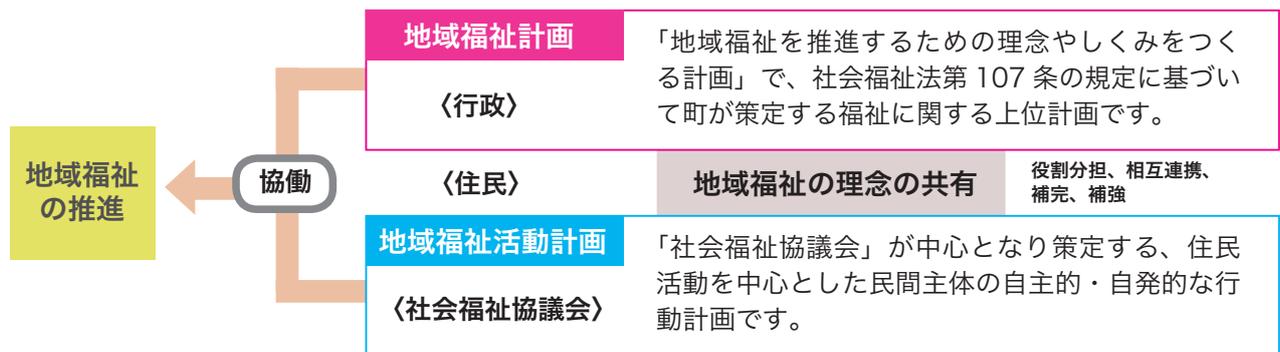


(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」は、町が地域福祉を進めるための理念やしくみをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的を持つものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

● 筑前町地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第2次計画	計画期間												
第3次計画			見直し	計画期間									
第4次計画								見直し	計画期間				

5 計画の策定体制

地域福祉に関する 住民アンケート調査

筑前町に居住する人を対象に、アンケート調査を実施し、地域福祉についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

調査の概要

- 調査対象者
筑前町に在住の20歳以上の人の中から1,500人を無作為抽出
- 調査方法
郵送による調査票配布、回収
- 調査期間
令和2年7月20日～8月5日
- 回収結果
754人
(回答率 50.3%)

民生委員・児童委員 ワークショップ

地域の社会福祉増進の中心的な担い手である民生委員・児童委員に対し、民生委員児童委員協議会において自由記述式による意見聴取・発表を実施し、ニーズや現状などの把握を行い計画策定の基礎資料としました。

- 実施日
令和2年9月2日
- テーマ
・「私の地域のいいところ」
・「私の地域で困っていること」
・「民生委員の視点から見て、地域ができそうなこと、または民生委員としてできそうなこと」など

地域福祉関係団体 アンケート

各種関連の団体・組織などに対しアンケート調査を実施し、ニーズや現状などの把握を行いました。

- 調査期間
令和2年8月26日～9月14日
- 調査対象
・ひばり会
・森山区いきいきサロン
・篠隈新道区いきいきサロン
・通いの場 三箇山区
・お母さん大学 筑前町支部
・筑前町身体障害者福祉協会
・筑前町母子寡婦福祉会
・あっとほーむ
・つぶやきの会
・筑前町ボランティア連絡協議会
・筑前町シニアクラブ連合会

現状の把握・課題の抽出

国・県との連携

国や県の示す考え方や方向性などと整合性を確保しながら策定

計画策定委員会

第1回	令和2年	9月23日	会長、副会長の選任、計画策定の趣旨説明
第2回	令和2年	10月27日	アンケート調査結果報告、計画骨子、基本理念の検討
第3回	令和3年	1月26日	計画案の協議
第4回	令和3年	2月24日	計画案の協議
第5回	令和3年	3月16日	パブリックコメントの内容確認、最終案の協議

パブリックコメント 実施期間：令和3年3月1日～12日

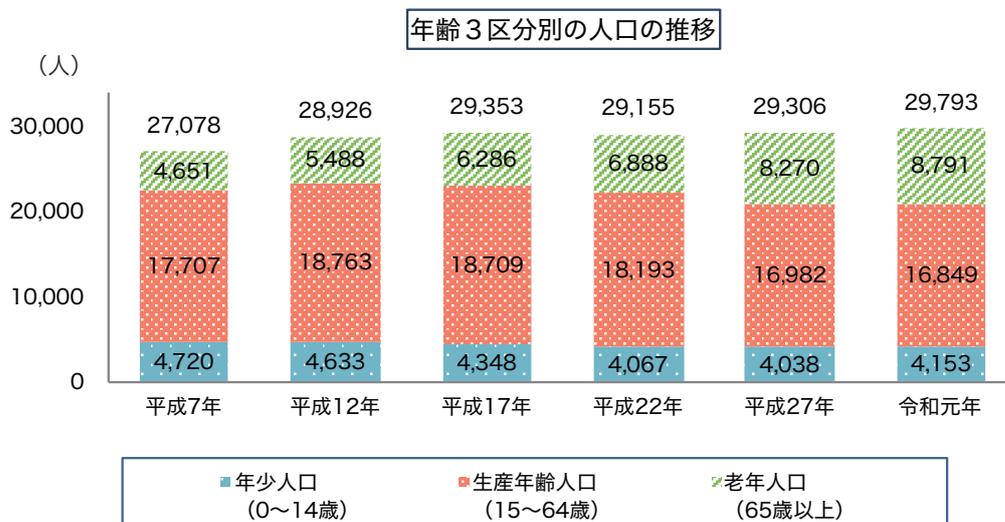
第2章

筑前町の現状

1 人口・世帯の状況

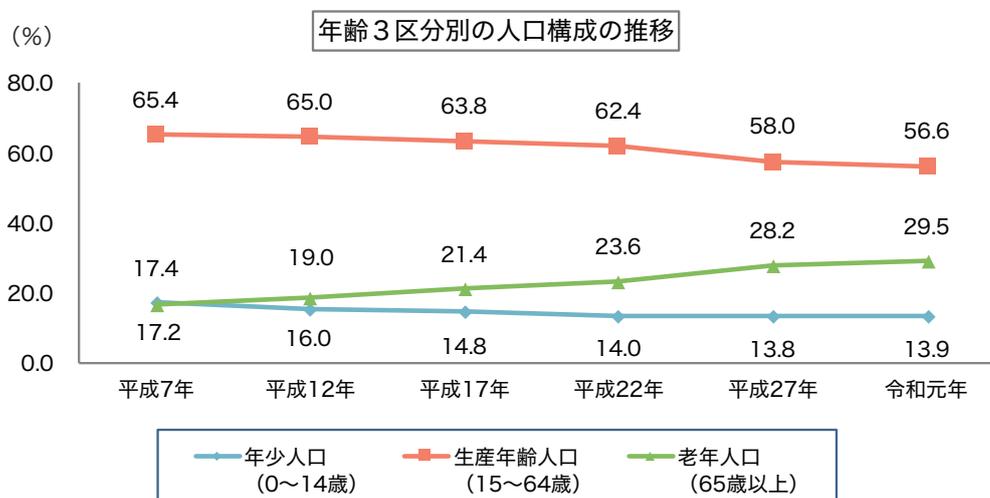
(1) 人口の推移

本町の人口は、平成7年の27,078人から令和元年の29,793人まで増加傾向で推移しています。年齢区分人口では、年少人口が減少傾向で推移しているのに対し、老年人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。



資料：平成7～27年は国勢調査 令和元年は筑前町（9月末現在）

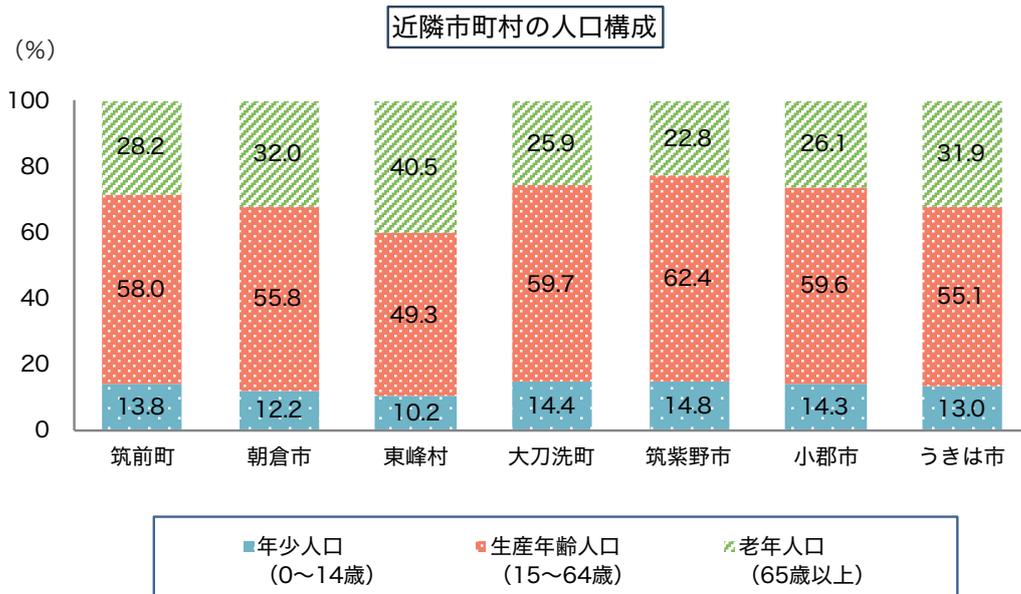
年齢3区分別人口構成をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は年々減少していますが、老年人口（65歳以上）は増加しており、令和元年では29.5%と、約3.4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。



資料：平成7～27年は国勢調査 令和元年は筑前町（9月末現在）

(2) 年齢3区分別人口構成（近隣市町村との比較）

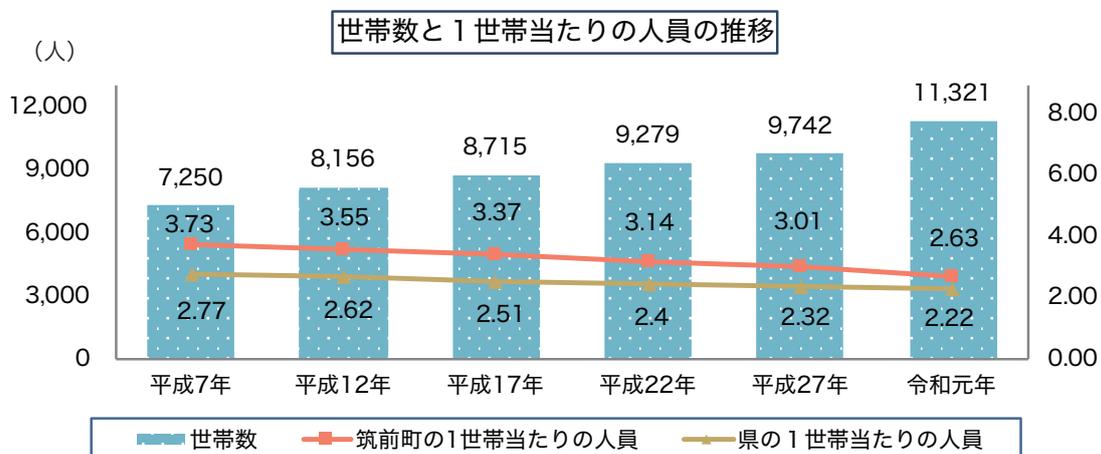
筑前町の近隣市町村の人口構成を年齢3区分別人口構成で見ると下記のようになります。



資料：国勢調査（平成27年）

(3) 世帯数・1世帯あたり人員

本町の一般世帯数は、平成7年の7,250世帯から令和元年では11,321世帯と増加しています。一方、1世帯あたり人員は年々減少しており、令和元年では2.63人と世帯規模は縮小しています。

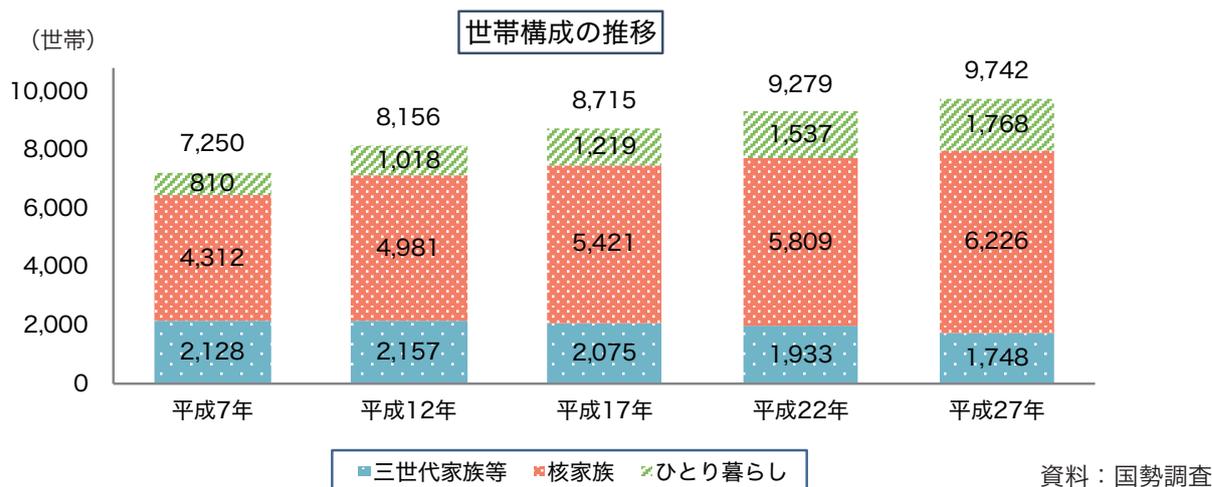


資料：平成7～27年は国勢調査 令和元年は筑前町（9月末現在）

第2章 筑前町の現状

(4) 世帯構成の推移

世帯構成では、核家族、ひとり暮らし世帯が増加傾向にあり、平成27年の核家族は6,226世帯、ひとり暮らし世帯は1,768世帯となっています。



※核家族以外の世帯には、非親族を含む世帯（2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯）を含みます。

(5) 世帯構成の内訳

本町の世帯構成を全国・県と比較すると、ひとり暮らし世帯は18.1%と低く、核家族世帯と核家族以外の世帯で高くなっています。

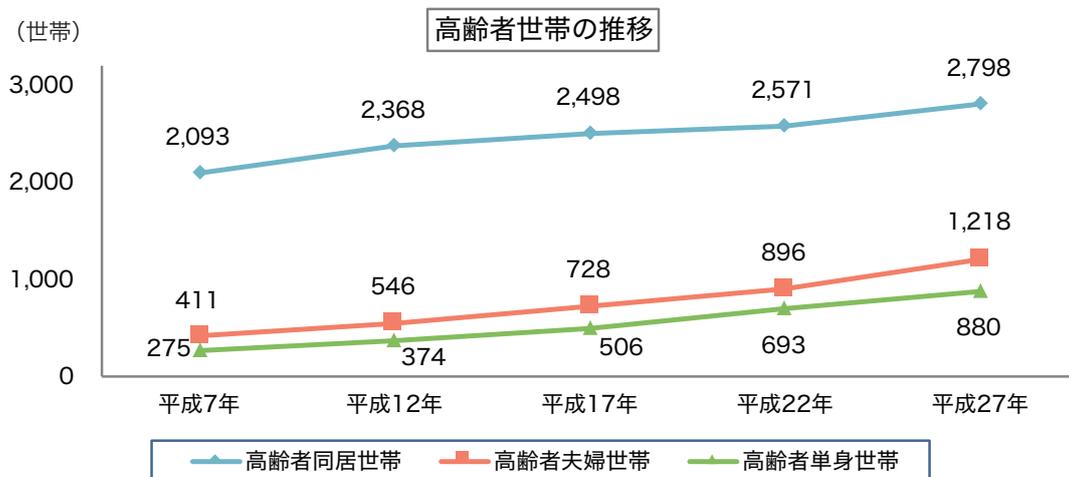
	一般世帯数	ひとり暮らし世帯	核家族世帯				核家族以外の世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	
筑前町	9,742	1,768	2,074	3,151	148	853	1,747
	100.0%	18.1%	21.3%	32.3%	1.5%	8.8%	17.9%
福岡県	2,196,617	820,806	420,249	567,372	26,619	182,910	174,413
	100.0%	37.4%	19.1%	25.8%	1.2%	8.3%	7.9%
全国	53,331,797	18,417,922	10,718,259	14,288,203	702,903	4,045,073	5,024,199
	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	9.4%

資料：国勢調査（平成27年）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者世帯状況

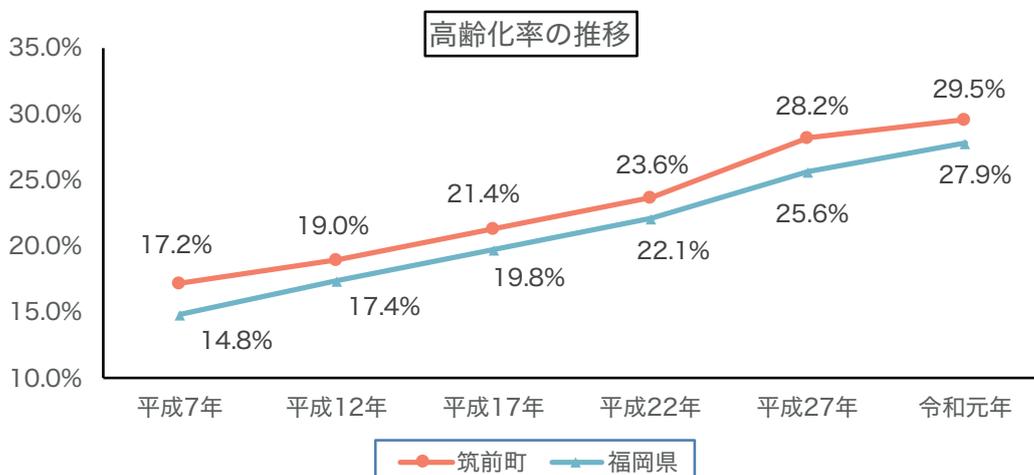
高齢者世帯については、高齢者同居世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯、全てにおいて年々増加傾向で推移しており、平成27年には、高齢者夫婦世帯1,218世帯、高齢者単身世帯880世帯となっています。



資料：国勢調査

(2) 高齢化率の状況

高齢化率を県と比較すると、高い水準で推移しており、高齢化率がやや高い地域であることが分かります。

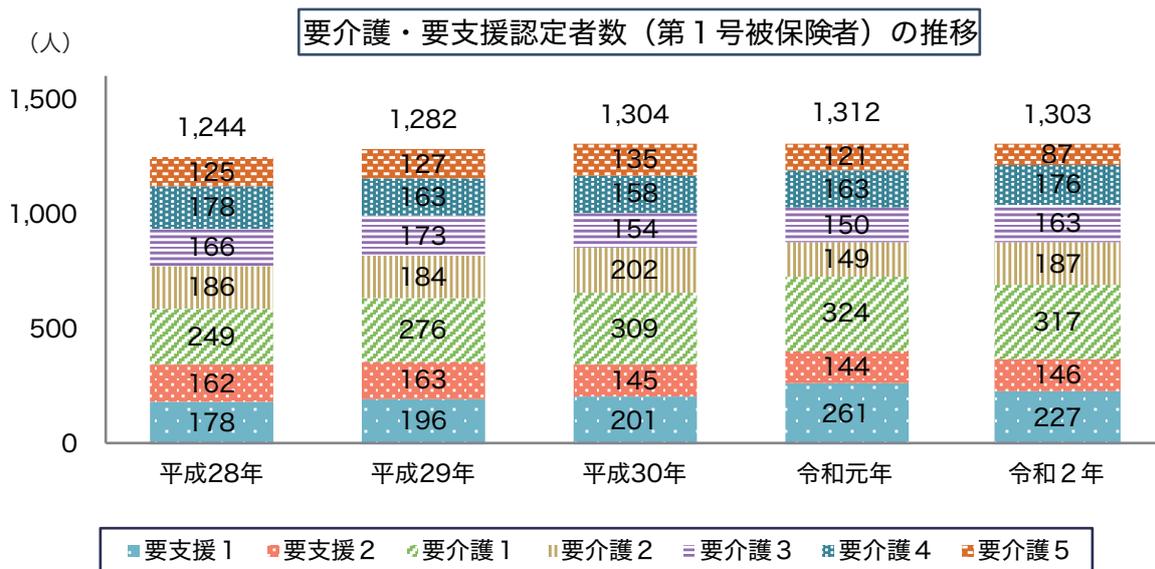


資料：平成7～27年は国勢調査 令和元年は筑前町及び福岡県（9月末現在）

第2章 筑前町の現状

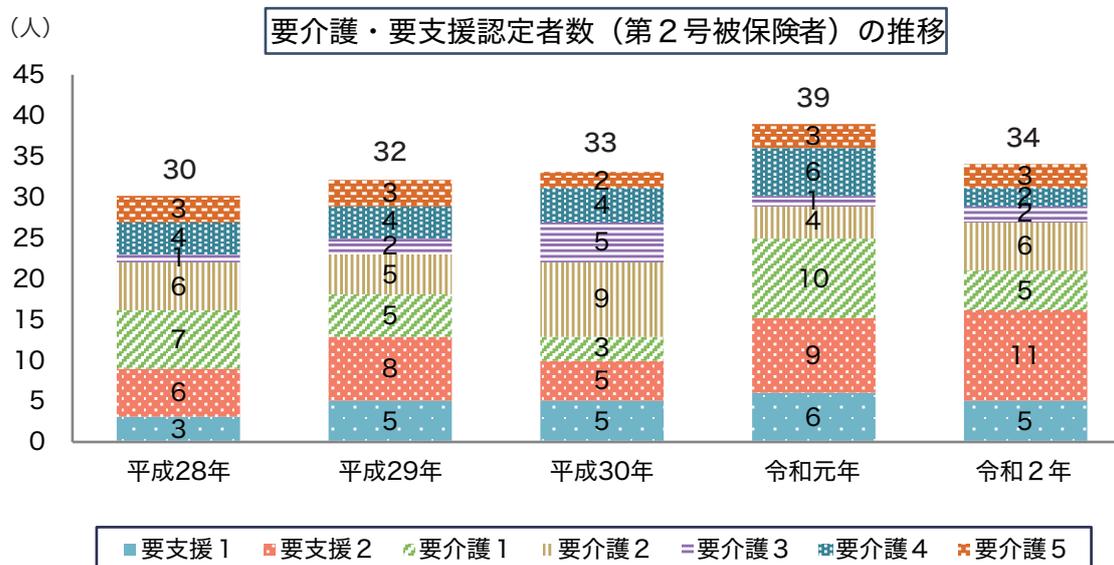
(3) 要介護認定状況

第1号被保険者の要介護・要支援認定者数は、平成28年の1,244人から令和元年の1,312人まで増加傾向で推移していましたが、令和2年には1,303人と若干減少しています。要介護認定別にみると、要支援1、要介護1が増加傾向で推移しています。



資料：福岡県介護保険広域連合（各年3月末現在）

第2号被保険者の要介護・要支援認定者数は、令和元年に39人と増加しますが、おおむね30人を上回る程度で推移しています。

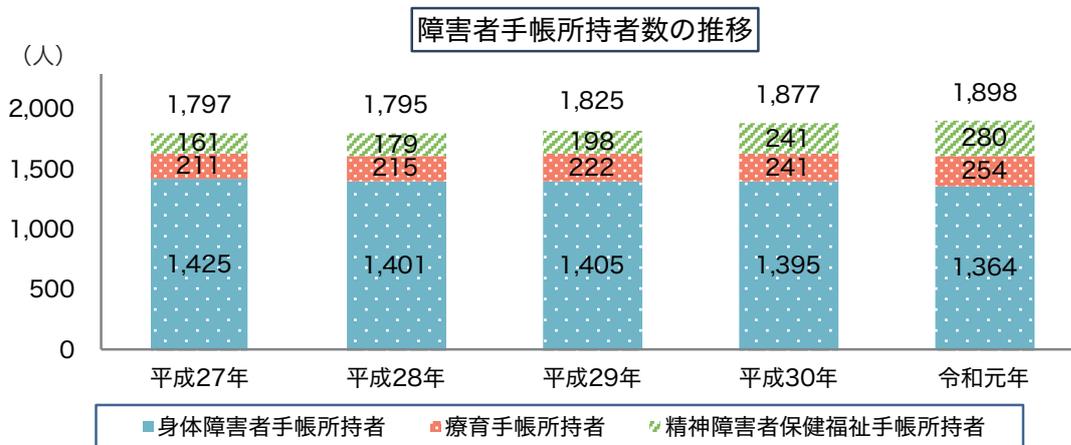


資料：福岡県介護保険広域連合（各年3月末現在）

3 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者を全体で見ると、平成27年度の1,797人から令和元年度の1,898人と増加傾向で推移しています。障害者手帳種別で見ると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

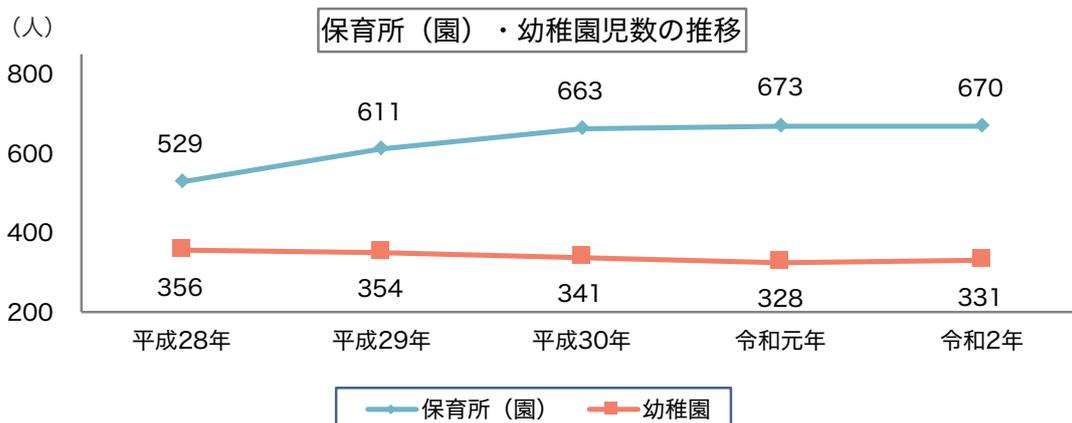


資料：筑前町（各年度3月末現在）

4 子どもの状況

(1) 保育所（園）・幼稚園児数の推移

町内の保育所（園）に通う子どもは増加傾向にあり、令和2年には670人となっています。幼稚園に通う子どもについては減少傾向にあり、令和2年には331人となっています。

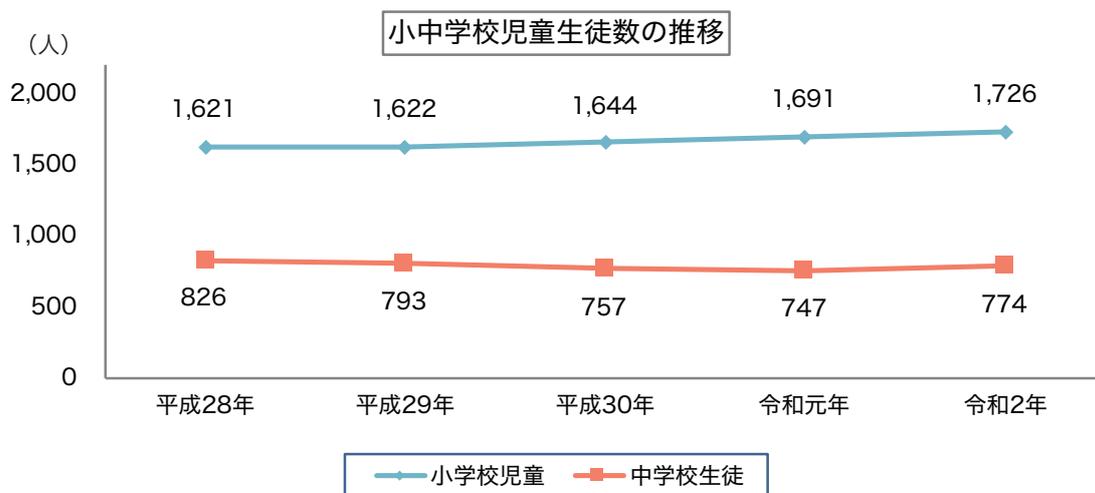


資料：筑前町（各年5月1日現在）

(2) 小中学校児童生徒数の推移

小学校の児童数は、平成28年の1,621人から令和2年の1,726人と年々増加傾向で推移しています。

中学校の生徒数に関しては、平成28年の826人から令和2年の774人と減少傾向で推移しています。



資料：筑前町（各年5月1日現在）

5 ひとり親世帯の状況

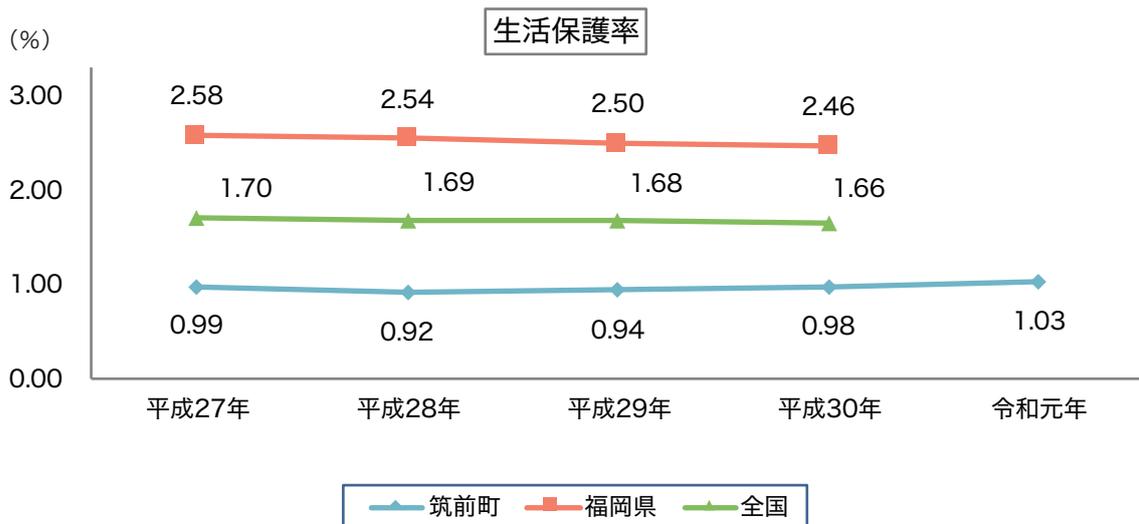
本町のひとり親世帯の状況は、母子世帯が145世帯、父子世帯が23世帯となっており、一般世帯数に占める割合をみると、母子世帯では全国とはほぼ同率となっていますが、福岡県と比べるとやや低い傾向にあります。

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
筑前町	9,742	145	1.5%	23	0.2%
福岡県	2,196,617	40,071	1.8%	3,649	0.2%
全国	53,331,797	754,724	1.4%	84,003	0.2%

資料：国勢調査（平成27年）

6 生活保護の状況

本町的生活保護率は、全国・福岡県と比較すると低い水準で推移していますが、緩やかな増加傾向を示しており、令和元年は1.03%となっています。



資料：平成27～30年は保護調査 令和元年は北筑後保健福祉環境事務所（2月末現在）

※保護率（人口百対）＝「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×100

7 社会資源の状況

(1) 福祉サービスに関わる施設・事業所の状況

筑前町内にある高齢者福祉分野や障がい福祉分野、児童福祉分野の福祉サービスに関わる施設や事業所の状況は以下のとおりです。

※各分野とも令和3年2月末現在の状況

● 高齢者福祉分野

施設・事業所	箇所数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4
介護老人保健施設	3
軽費老人ホーム	2
有料老人ホーム	5
サービス付き高齢者向け住宅	1
訪問介護事業所	3
訪問看護・訪問リハビリテーション事業所	2
通所介護事業所（デイサービス）	7
通所リハビリテーション事業所（デイケア）	6
短期入所生活介護（ショートステイ）	7
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2
小規模多機能型居宅介護	1
共生型通所介護事業所	1
居宅介護支援事業所	4
在宅介護支援センター	2
地域包括支援センター	1

● 障がい福祉分野

施設・事業所	箇所数
施設入所支援	2
共同生活援助事業所（グループホーム）	3
居宅介護事業所	2
生活介護事業所	4
就労継続支援（B型）事業所	6
短期入所事業所（ショートステイ）	2
放課後等デイサービス	4
相談支援事業所	3
児童発達支援	1

● 児童福祉分野

施設・事業所	箇所数
私立保育所（園）	4
公立保育所	1
私立幼稚園	4
届出保育施設	4
子育て支援センター	2
学童保育所	3

(2) 地域福祉に携わる人、団体の状況

① 校区別民生委員・児童委員

令和2年の民生委員・児童委員（主任児童委員除く）数は47人となっています。

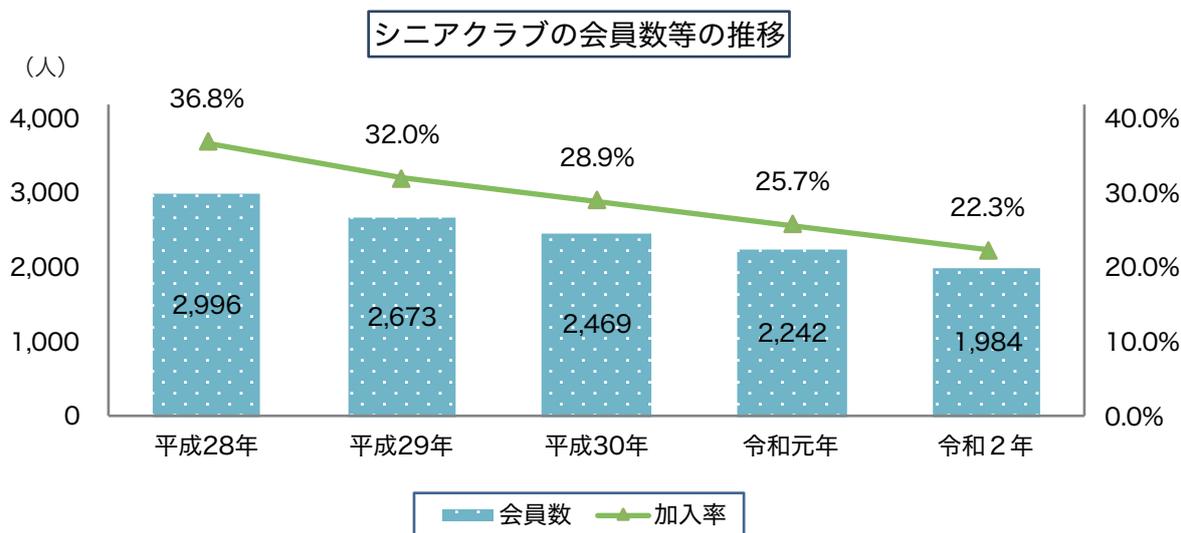


資料：筑前町（令和2年9月末現在）

第2章 筑前町の現状

② シニアクラブ

シニアクラブ連合会の加盟団体数は平成28年の56団体から令和2年には40団体と減少しています。また、団体数の減少にともない会員数も減少傾向にあります。

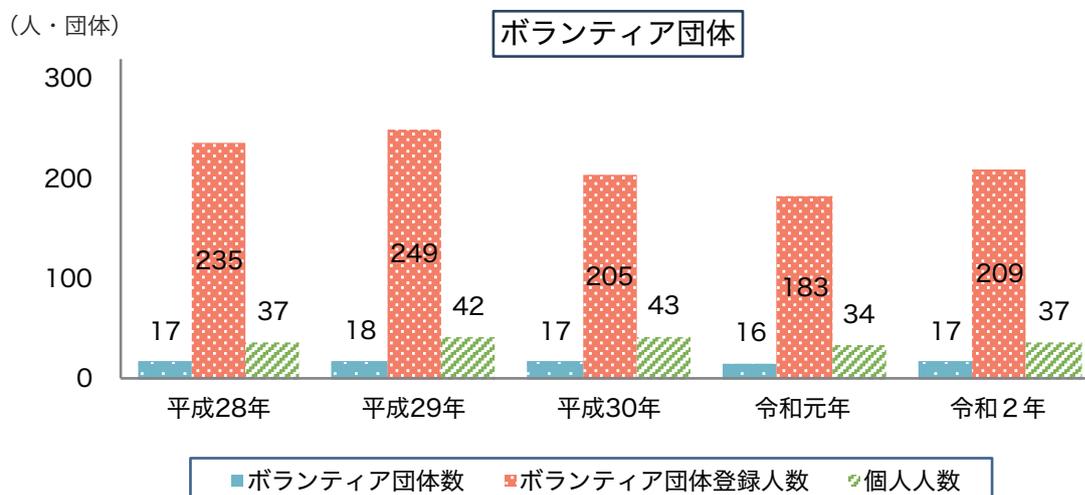


	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
団体数	56	53	49	46	40

資料：筑前町（令和2年9月末現在）

③ ボランティア団体の状況

令和2年のボランティア団体数は17団体、団体登録人数は209人で、個人の登録人数は37人となっています。



資料：筑前町（令和2年9月末現在）

● ボランティア団体

団体名	活動分野	活動内容
訪問ボランティア 「一期一会」の会	高齢者	配食サービス利用者への安否確認、話し相手として、月1回の訪問を目標に活動しています。親交を深め、困りごとなどがあれば、関係機関へ対応依頼なども行っています。
地域活動・支援グループ どこでんいく隊	地域活動 まちづくり 障がい者	地域の環境・文化の保全と福祉・産業の活性を推進支援しています。地域のゴミ拾いや草刈などの美化活動や、福祉施設のイベント支援活動をしています。 芋掘り・特産キズの収穫祭り開催の支援をしています。
筑前手話の会	障がい者	手話の学習、手話を通じて健聴者と聴覚障がい者が交流をしたり、外出支援活動をおこないます。町内で開催される行事や講演会等の手話通訳や、聴覚障がい者の通院、公的機関手続などへの派遣通訳を行っています。 またボランティア講座（手話講座）への協力を行っています。毎週2回、定例会を開催しています。
ひまわり会	高齢者	一人暮らしの高齢者宅に訪問し、安否確認を中心に話し相手になるような活動をしています。
地域ボランティア 美和の会	高齢者 障がい者	高齢者や障がい者への支援活動を行い、毎月3～4回聖ヨゼフ園でのふれあい活動を行っています。毎月1回定例活動として、いきいきサロンの製作準備の手伝いをしています。各地域のふれあいいきいきサロンの支援活動を行っています。
ちくぜん虹の会 (朗読ボランティア)	障がい者 子育て	視覚障がい者への情報支援活動を行います。 「社会福祉協議会だより」、「ボランティアセンターだより」、「議会だより」を音訳し、CD作成と配付をしています。 図書館や学童保育での読み聞かせ活動や、障がい者施設での対面朗読を行い、町行事等での司会等行っています。定例の勉強会を月2回開催しています。
野いちごの会	高齢者 地域活動	高齢者・地域などの支援活動を行います。得意な手芸を活かし、図書館やサポート等で行われる講座での手伝いや、配食サービスの献立を入れる袋作り等を行っています。毎週金曜日に定例会を行っています。
ねこの手 (福祉支援サークル)	高齢者 障がい者	ホームヘルパーの資格を生かして、高齢者や障がい者などの福祉支援活動を行います。町内の福祉施設の行事支援や町・社協行事への参加をしています。

第2章 筑前町の現状

団体名	活動分野	活動内容
朗読ボランティア 「アイアイフレンズ」	障がい者 子育て	視覚障がい者への情報支援活動を行います。「広報ちくぜん」を音訳し、CD作成と配布を行っています。 図書館でのおはなし会、小学校での朝の読書活動への参加や筑前町に伝わる民話（紙芝居）の紹介等も行っていきます。
障がい児者応援団体 「つどいの会」	障がい児者	「障がいがあっても地域で楽しく生活できるように支援しよう!!」と有志が集まり発足した団体です。 地域に暮らす障がい児者が夢を持って希望を持って生きていく手がかりを創ることが出来ればと活動しています。
筑前要約筆記の会 「ゆうひつ」	高齢者 障がい者	「聞こえない人」や「聞こえにくい人」に、文字で情報を伝えていく活動のため現在練習をしています。 平成23年9月に立ち上がったボランティアグループです。
介護支援の会 さんりんしゃ	障がい者 高齢者	ホームヘルパーの資格を活かし、高齢者や障がいのある人への活動支援を行います。 施設行事の手伝いと高齢者宅への訪問活動をしています。
福岡県 ささゆりのように	地域活動 国際交流	味噌作りなどの郷土料理の指導を通じて、地域や国際交流の支援協力を行っています。現在は毎週木、金曜日に、手芸や押絵作り、健康体操、料理など、できる人ができる範囲で楽しみながら活動をしています。
手話コーラス 「赤とんぼ」	地域活動 まちづくり	手話コーラスを町内福祉施設や町内保育所等から依頼があれば訪問し歌います。手話と歌を楽しんでいただけるように練習に励んでいます。
筑前町しっぽお助け隊	動物福祉 地域活動	筑前町に暮らす人と動物が幸せに生きることができ町を目指す動物福祉団体です。犬のしつけ方教室や愛犬家として活動可能な防犯パトロール及びマナー向上活動を行っています。
筑前町特別救助隊	災害支援	救急救命講習の受講、防災知識の向上等を図り、有事に備えた活動を日ごろから行い、地域に寄り添った防災活動を行います。
筑前町史跡ガイド ボランティア	地域活動	町内外の歴史を学び、現地の調査、見学、ガイドなどの研鑽を積み地域に貢献できるように目指します。 史跡、戦跡の講座やフィールドワーク等を行います。

第3章

計画の基本方針

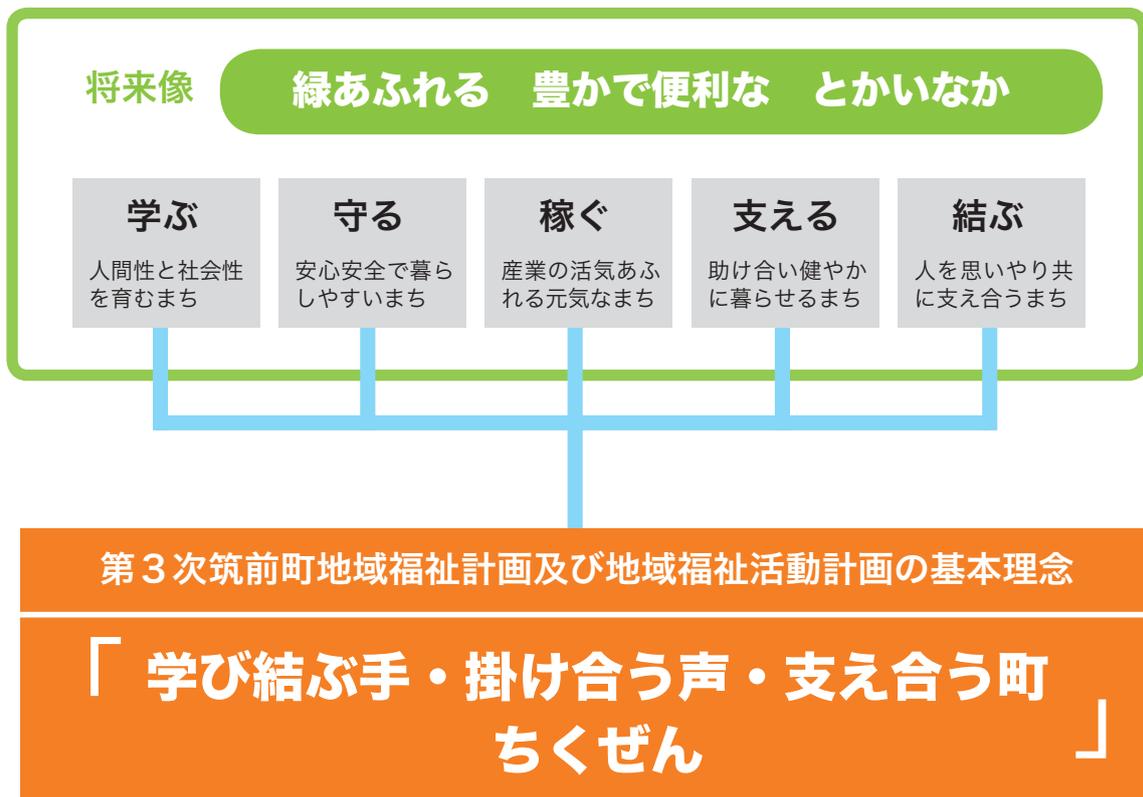
1 計画の基本理念

地域社会や家庭環境が大きく変化していく中で、住民一人ひとりが「よりよい地域にしたい」という意志を持ち、地域住民が協力し合い、課題解決に取り組み、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすことのできる地域共生社会実現のため、計画の基本理念を検討しました。

策定委員会からは、「まず自分にできることに積極的に取り組むことが重要」「与えられるばかりでなく、自分自身で力をつけることも大切」「地域住民が主体となって困っている人を支える関係をいかに築いていくか」「お互いを思いやり、尊重し合うことが大切」などの意見があがりました。

住民、地域、事業所や行政など、それぞれの立場での連携の構築と支え合いを強化するため、現行計画はもとより、第2次筑前町総合計画の基本計画における将来像「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」や「将来像実現のための5つの政策」である「学ぶ・守る・稼ぐ・支える・結ぶ」などを踏まえて「学び結ぶ手・掛け合う声・支え合う町 ちくぜん」を基本理念とします。

筑前町総合計画 (R2～R11年度)



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で次の3項目を基本目標として、総合的に推進します。

基本目標

1

地域が互いに 学び合い支え合うまちづくり

支え合いのある福祉のまちづくりを進める際の基本となるのは、「地域のつながり」です。同じ地域に住む人同士が地域福祉について学び、自分にできることに最大限取り組むとともに、お互いに支え合う意識を自然に育むことができるよう、地域での交流の場づくりを進めます。また、地域で福祉活動を行っている団体等の活動を支援・促進するとともに、団体間の連携強化のためのネットワークづくりを行います。

基本目標

2

相談しやすく適切に サービスが受けられるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するには、身近なところで気軽に相談できる体制や、いつでも必要な情報が得られる体制が重要です。生活を支えるためのさまざまな福祉サービスを必要としている人が適切に利用できるようニーズを把握するとともに、基盤整備、定期的な研修等を行い、質の高いサービスの提供を行います。また近年、社会経済環境の変化に伴い増大している生活困窮者等に対し、適切な支援につなげていきます。

基本目標

3

すべての人が いきいきと暮らせるまちづくり

すべての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、健康に対する意識を高め、健康づくりに取り組むことはもちろん、生きがいを持つことも大切です。そのためには安全に生活できる環境づくりも重要な課題です。地震や台風、局地的豪雨といった災害などに対し、地域住民や消防・警察等の関係機関と連携して、住民を守るための対策を地域ぐるみで進めます。また、高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待やDVの早期発見や権利擁護に努め、誰もが適切かつ安心して利用できる体制の整備に取り組みます。

3 施策体系図

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み	該当箇所
学び結ぶ手・掛け合う声・支え合う町 ちくぜん	基本目標1 地域が お互いに 学び合い 支え合う まちづくり	1 地域福祉の意識向上	(1) 地域福祉などに関する 広報啓発の促進	P32
		2 地域における交流・ ふれあいの促進	(1) 地域住民の交流の充実	P34
			(2) 交流の場の確保	P37
	3 地域で支え合う ネットワークの 強化	(1) 地域団体活動の促進	P39	
		(2) 見守り活動の充実	P41	
		(3) 地域福祉を担う人材の 確保や育成	P43	
	基本目標2 相談しやすく 適切に サービスが 受けられる まちづくり	1 情報提供・相談体制 の整備	(1) 情報提供の充実	P45
			(2) 相談支援体制の整備	P48
		2 地域のニーズに 対応したサービス 基盤の整備	(1) 福祉サービスの充実	P50
	(2) 生活困窮者への自立支援の 充実		P53	
	(3) 自殺対策を視野に入れた 支援の充実		P55	
	基本目標3 すべての人が いきいきと 暮らせる まちづくり	1 防災・防犯体制の整備	(1) 日頃からの備えの強化	P57
		2 いきいきと暮らせる 住環境づくり	(1) 健やかに暮らせる地域づくり	P62
			(2) 誰もが暮らしやすい環境の 整備	P65
	3 権利擁護体制の充実	(1) 権利擁護の推進	P67	

第4章

計画の推進

1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、行政や社会福祉協議会だけではなく、住民一人ひとりと地域の団体や事業所との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手の特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、目標に取り組み、お互いに連携を図り、協働して「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

1. 住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。

住民自身が自らの地域を知り、地域のさまざまな問題を解決するために、一人ひとりが自分たちにできることをしっかりと考え地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

2. 地域の組織・団体の役割

行政区やシニアクラブ、民生委員・児童委員などのほか、地域の組織や団体は地域における福祉活動を推進していく中心的な役割を担っています。

それぞれの地域における課題とその解決にあたっては、各組織・団体だけではなく、その他組織・団体と互いに連携しつつ活動に取り組んでいくことが大切です。

3. ボランティア団体の役割

地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、現在続けている活動をさらに活性化させるとともに、行政や社会福祉協議会などとも連携し、住民に対して組織・団体の活動を広報・周知していくことが重要です。そうすることで、メンバーの高齢化や後継者の問題などに取り組み、今後も活動を継続的に進めていきます。

4. 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供などに積極的に取り組むとともに、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることが大切です。

家庭環境や社会状況の変化などから、福祉ニーズは今後ますます多様化することが予想されます。こうした福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出だけでなく、地域と一体となって住民が地域福祉に参加するための支援が求められます。

5. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、筑前町社会福祉協議会を筑前町における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

6. 行政の役割

行政には、住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進することが求められます。本計画に基づいて、住民や関連機関などと相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、福祉課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。



第5章

取り組みの展開

基本目標

1

地域がお互いに 学び合い支え合うまちづくり

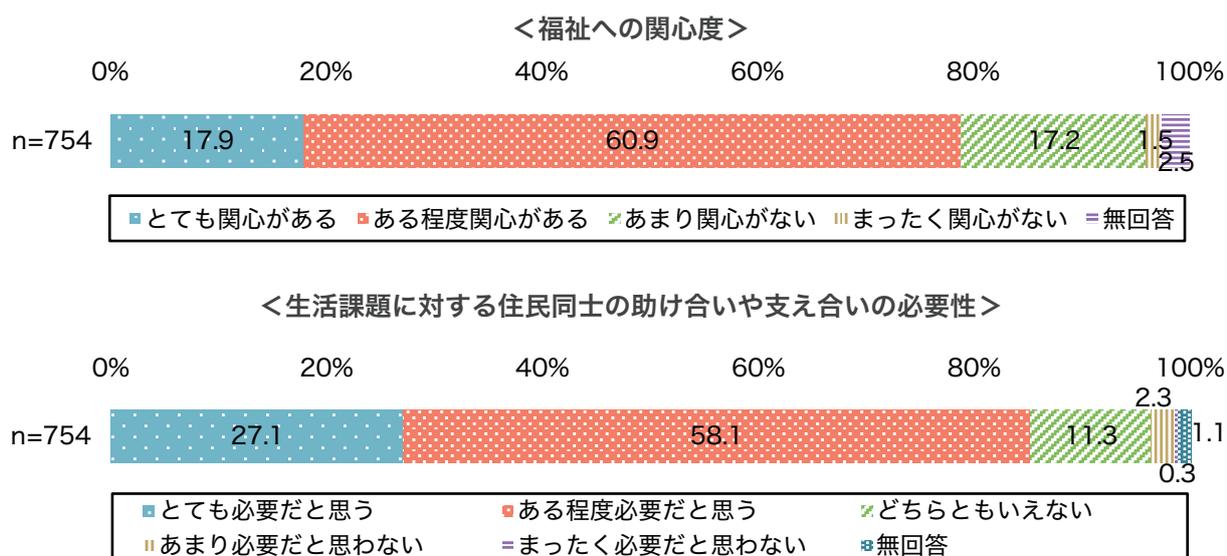
1. 地域福祉の意識向上

(1) 地域福祉などに関する広報啓発の推進

現状と課題

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、地域福祉の重要性を理解することが必要です。

住民アンケート調査の結果では、福祉に関して「とても関心がある」と「やや関心がある」を合わせた「関心がある」とした回答が8割近くを占めます。また、生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせた「必要だと思う」とした回答が9割近くを占めています。



地域での困りごと・課題は地域で解決していこうという住民一人ひとりの意識を高める姿勢が大切であるとともに、全ての住民が、お互いを正しく理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉についての教育や啓発活動が必要です。

取り組みの方向性

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権についての教育や啓発活動を推進します。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- さまざまな福祉や人権に関心を持ち、講演会や研修会等に参加しましょう。
- 広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、正しい知識を得ましょう。
- 自分でできる福祉に関する活動でどんなことができるのか考えてみましょう。
- 困っている人を見て見ぬふりをせず、「我が事」として問題解決に努めましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 地域や団体等の活動の中で、地域における課題は何か、福祉や人権等について学習の機会を設けましょう。
- 福祉に関する学習やボランティア活動等を行う時は、積極的に周知し、参加を呼びかけましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 広報紙やホームページによる広報啓発活動を行います。
- 福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした福祉に関する学習などの充実を図ります。
- 福祉に関する講演会や研修会、体験学習等を開催します。
- 地域や関係団体などで開催される福祉に関する会議や学習会に積極的に参加します。
- SNS等を通じて、地域の先進的な取り組み等の活動を発信し情報提供をしていきます。
- 情報の入手が困難な方には、あらゆる手段を活用し情報提供に努めます。

行政の取り組み

- すべての人が福祉に関心を持ち、人権意識を持てるよう、積極的な広報啓発活動を行います。
- 地域での行事やイベント、地域活動等について、広報やホームページなどを通じて情報提供の充実を図ります。
- 講演会や研修会、体験学習等を実施し、福祉に対する意識啓発を行います。
- 生活支援コーディネーターを活用し、地域における課題や資源の掘り起こしを行います。

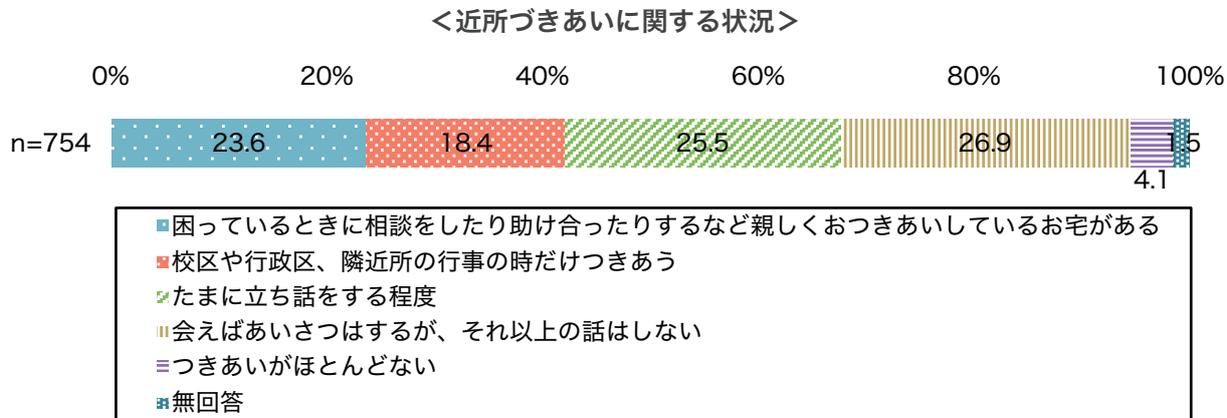
2. 地域における交流・ふれあいの促進

(1) 地域住民の交流の充実

現状と課題

誰もが安心して暮らせるまちづくりの基本となるのは、地域における「つながり」です。しかし、近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

住民アンケート調査結果をみると、近所づきあいに関する状況では、「親しくおつきあいしている」よりも、「あまり親しくおつきあいしていない」の回答が多くなっており、近所づきあいの希薄化がみられ、特に、「居住年数が少ない人」「行政区に加入していない人」は、「親しくおつきあいしている」割合が非常に少なくなっています。



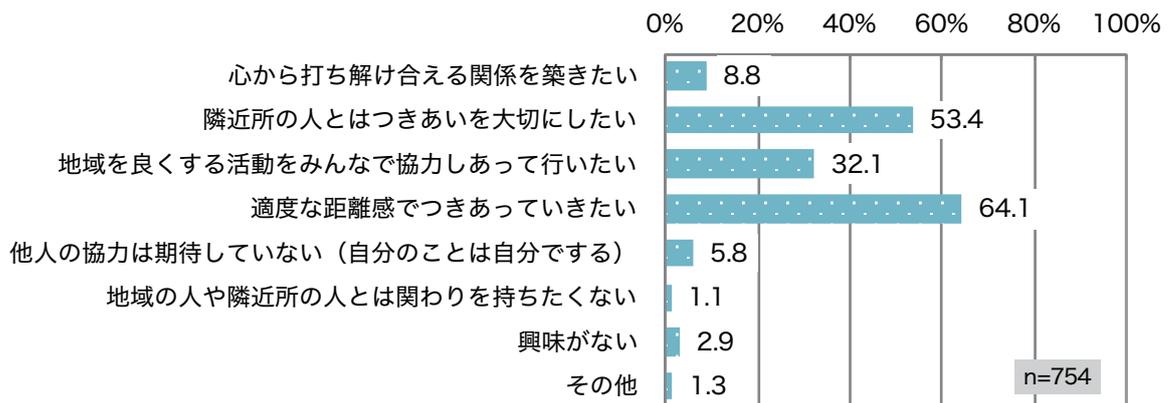
＜近所づきあいに関する状況（居住年数別、行政区別）＞

％: 人

属性	居住年数						行政区											
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上	加入している	加入していない	わからない									
困っているときに相談をしたり助け合ったりするなど親しくおつきあいしているお宅がある	0.0	0	8.8	6	19.6	9	14.0	17	19.8	33	35.4	108	29.7	150	7.3	3	9.3	16
校区や行政区、隣近所の行事の時だけつきあう	0.0	0	10.3	7	19.6	9	22.3	27	15.6	26	21.0	64	22.2	112	12.2	5	8.7	15
たまに立ち話をする程度	5.0	1	22.1	15	30.4	14	21.5	26	30.5	51	25.2	77	23.8	120	17.1	7	32.6	56
会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない	70.0	14	55.9	38	30.4	14	35.5	43	26.9	45	14.1	43	20.8	105	53.7	22	40.1	69
つきあいがほとんどない	25.0	5	2.9	2	0.0	0	4.1	5	6.0	10	2.6	8	2.0	10	9.8	4	8.7	15
無回答	0.0	0	0.0	0	0.0	0	2.5	3	1.2	2	1.6	5	1.6	8	0.0	0	0.6	1

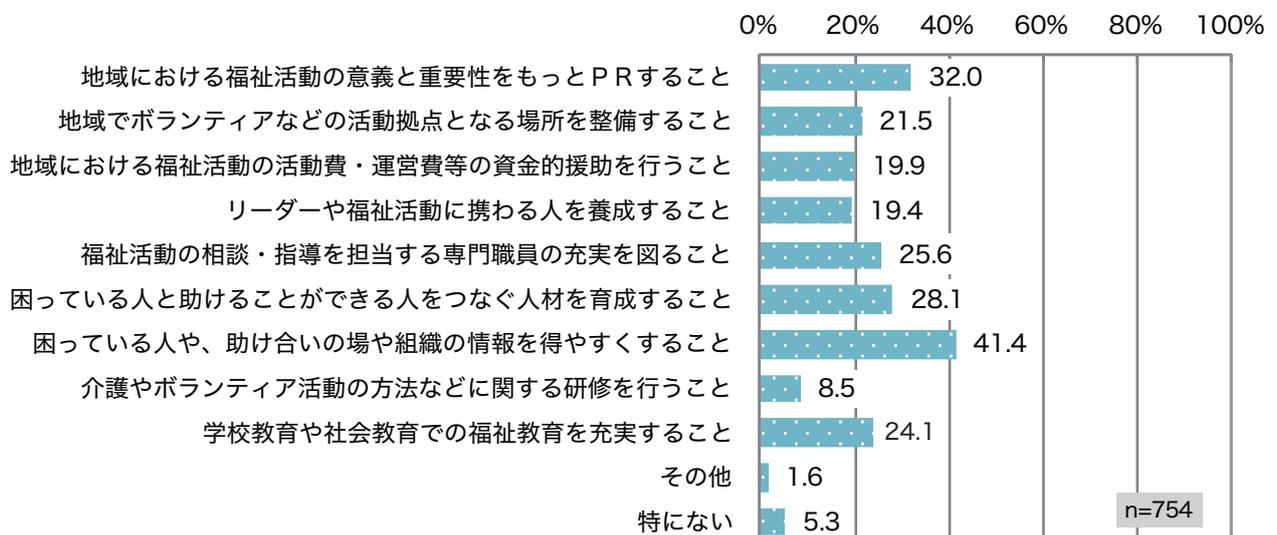
地域での人と人との関わりについては、「適度な距離感でつきあっていきたい」という回答が64.1%と最も多くなっていますが、次いで「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」という回答も53.4%と半数を超えており、隣近所の人々とのよりよいつながりを維持していきたいと考えられていることが分かります。

<地域での人と人との関わりについて近い考え>



地域における支え合いや助け合いは、決して強制されるものではなく、住民一人ひとりの心が源となって広がっていくべきものです。そういった支え合いや助け合いの心を醸成するためには、積極的に行事などに参加し、地域とのつながりを持つことで、地域の住民同士がふれあい、そこで楽しみや生きがいを見出しながら、お互いを知り思いやる気持ちを持つことが大切です。

<地域における支え合い、助け合い活動を活発にするために必要なこと>



取り組みの方向性

- 高齢者や障がいのある人、子ども、子育て家庭など、同じ環境にある人同士のふれあいや、世代間の交流を促進していきます。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 周りの人々のことに関心を持ち、積極的に声かけやあいさつをしましょう。
- 周りの人を誘って、地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 自分ができそうなことを見つけ、楽しみながら取り組みましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 性別や年齢を限定せず、誰もが参加しやすいイベントを企画し、活動内容を充実しましょう。
- 地域全体で挨拶や声かけ運動を実施しましょう。
- 地域の仕事はみんなで分担し、協力して取り組みましょう。
- もっと住み良い地域になるよう意見交換会を開きましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域で取り組む交流の場（居場所）づくりを支援します。
- いきいきサロンの活動を充実させ、地域独自の活動を支援します。

行政の取り組み

- 地域での世代間の交流を支援します。
- 自治組織などの円滑な運営を支援します。
- 地域との情報共有や課題共有に努めます。
- 地域のつながりを深めるとともに、地域同士の横断的なつながりから地域の良さを高め合っていけるようなしくみを構築し、コミュニティを活性化します。
- 広域コミュニティのあり方と方向性について検討します。

(2) 交流の場の確保

■ 現状と課題

地域福祉を進めていく上で、地域の中で住民同士が交流したり、さまざまな団体等が福祉活動を行ったりするための「場」はとても重要です。

民生委員児童委員協議会のワークショップの中での意見聴取では、地域福祉推進のために必要なこととして、「交流の場の確保」に関する意見が多くみられました。

現状の問題として、「区の中で、人々の入れ替わりなどもあり、以前よりもイベントごとが少なくなってきた」「シニアクラブや子ども会など、それぞれが独立していてお互いのふれあいがほとんどない」「地域の行事（奉仕活動など含む）への参加も年々少なくなっている」などの意見がありました。

また一方で、その改善案として「公民館を日時を決めて開放して、子ども大人問わず遊びに来れる気軽に立ち寄れる居場所づくりをしては」「地域の交流としてハイキングなどを計画し、高齢者や子どもも参加できるような時間、場所を設定し実施したい」「働き世代の人達の楽しい行事等があれば区の住民同士、自然に協力・参加ができるのではないか」「人々の付き合いを多くして、地域住民の憩いの場を多くしていきたい（活性化、高齢者と若い人の付き合い）」などの、多世代にわたって、ともに交流する機会が重要とする意見も多くありました。

公民館等の身近な地域施設や、めくばり館や敬老館等の福祉関連施設等の社会資源を有効に活用し、地域の交流の場や福祉団体の拠点づくりをさらに推進することが必要となります。

取り組みの方向性

- 地域の施設を有効に活用し、交流活動や福祉活動の拠点づくりを促進していきます。
- 身近な地域において、高齢者や障がいのある人、子どもなど誰もが広く利用し、気軽に交流を深めることができる場をつくっていきます。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 公民館などの身近な地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
- 公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 交流の場、居場所づくりを企画し、運営しましょう。
- 行政区などで地域福祉の課題などを話し合う場を設定し、その解決策を地域の中で検討しましょう。
- 地域の子どもたちが参加する体験教室を実施しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域で取り組む居場所づくりを地域と一緒に推進していきます。
- 地域で取り組む活動に、赤い羽根共同募金配分金の助成をします。
- 高齢者や障がいのある人、子ども、子育て家庭など、同じ環境にある人同士が、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会を増やし、充実を図ります。

行政の取り組み

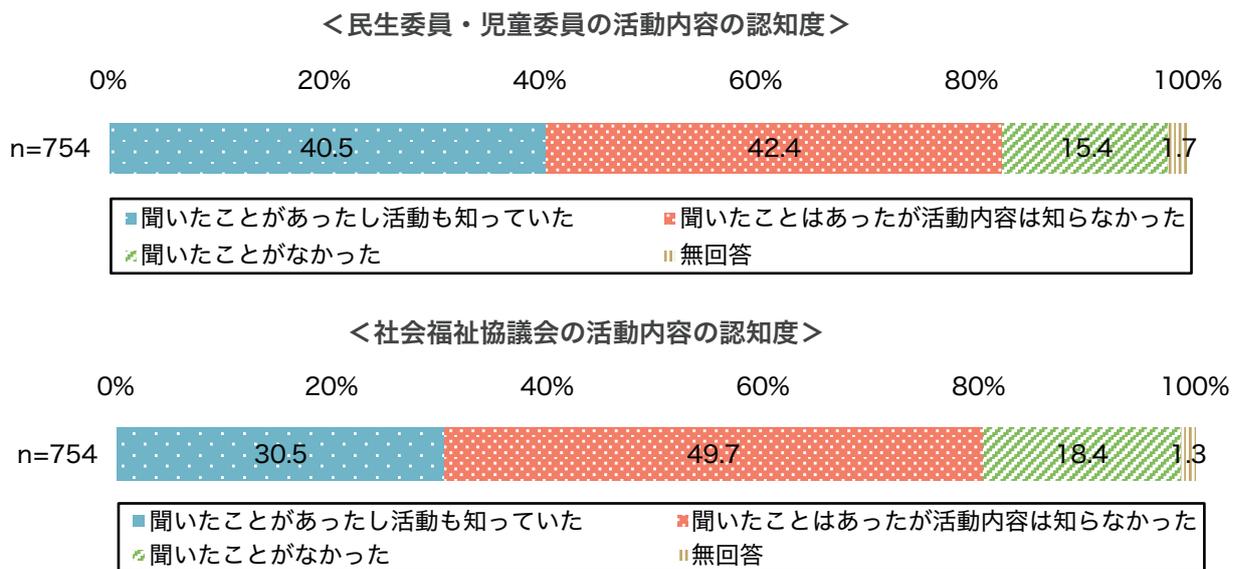
- イベント情報の提供や活動の助成等を進め、地域での交流・居場所づくりを支援します。
- 身近なところで住民同士が交流できる居場所づくりや行事の開催を行います。
- 公民館の機能を生かした人づくり・地域づくりを行います。
- 住民が気軽に参加できる講座づくりに努めます。

3. 地域で支え合うネットワークの強化

(1) 地域団体活動の促進

現状と課題

民生委員児童委員協議会や福祉に関わる団体等は、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がいのある人、子育て家庭への支援など、さまざまな分野で活躍しており、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。しかし、住民アンケート調査結果をみると、「民生委員・児童委員の活動内容の認知度」は40.5%、「社会福祉協議会の活動内容の認知度」は30.5%と低くなっています。



また、地域福祉関係団体へのアンケート調査によると、「情報発信を行う場や機会が少なく、団体の活動がPRできず、会員の減少にもつながっているため、行政や社会福祉協議会と連携して住民に情報発信する場や機会がほしい」「メンバーの高齢化にともなって、後継者の問題もあり、会の存在と活動の認知度とイメージアップ、魅力を感じてもらう周知活動が必要」「子どもの時からボランティア経験をすることで、地域活動に対する「特別」「一般的ではない」というイメージを転換し、ハードルを低くすることができるのでは」といった意見がありました。民生委員児童委員協議会、福祉に関わる団体等と連携して活動の周知などに取り組み、活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

取り組みの方向性

- 地域のさまざまな団体と連携し、地域における活動内容の周知や、人材の確保に向けた協力などを行い、各種団体の活動に対する支援を行います。
- 民生委員・児童委員など福祉に関わる団体の活動内容の周知などを行い、地域のさまざまな団体の活動の促進を図ります。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 地域の出来事や周りの人や団体に関心を持ち、地域の話し合いやワークショップ等に参加しましょう。
- 「広報ちくぜん」や「社会福祉協議会だより」など地域情報誌に関心を持ちましょう。
- 自分のできる範囲で、地域の各種団体への協力を行きましょう。
- 町のイベントや住民懇談会などに積極的に参加しましょう。
- 町の未来や課題に関心を持ち、家族や友人、地域の人と話し合いましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 各地域の課題(困りごと)などを話し合う場を設定し、その解決策を地域の中で検討しましょう。
- 各団体で今後の活動の方向性や課題などを話し合う場を設定し、その解決策を検討しましょう。
- 地域で支え合いや見守り活動等を行っている団体同士が連携して、より効果的な活動を行きましょう。
- 地域の団体は住民が参画しやすい体制づくりに努めるとともに、活動のPRを行きましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 各種団体のリーダー育成のために学習会や研修等の充実を図ります。
- 各種団体の課題等の解消に努め、活動の充実を図ります。
- 地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。

行政の取り組み

- 地域福祉に関わるさまざまな団体と連携し、活動内容等の広報や活動の場の提供等の活動支援に努めます。
- 支えあい活動を活性化するためのしくみを推進していきます。
- 地域の団体やグループの取り組みの情報発信に協力します。
- さまざまな業種の住民が集う場をつくり、町の新たな価値を見出し、具体策を検討します。

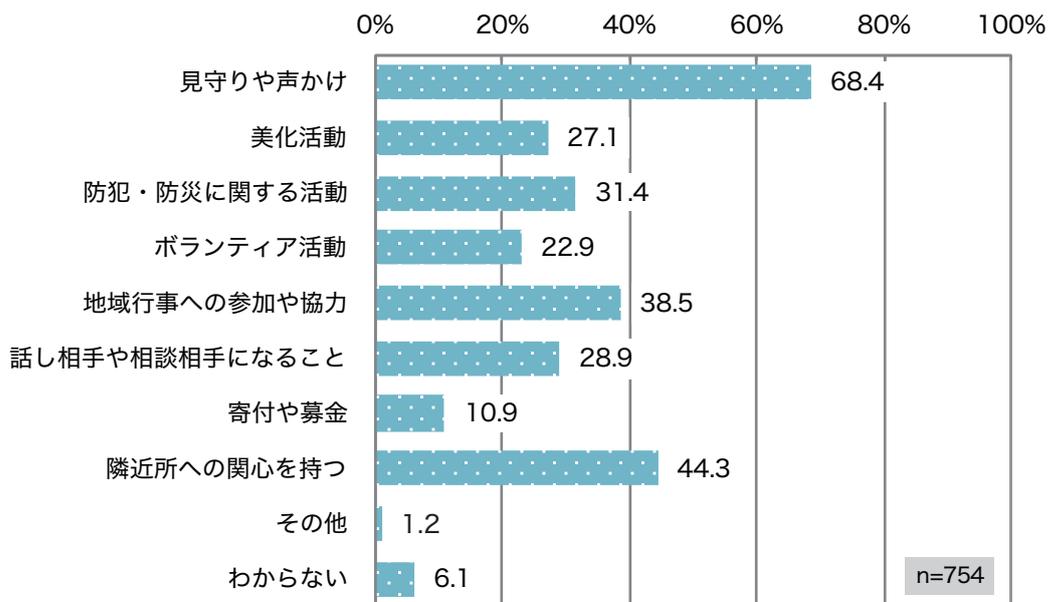
(2) 見守り活動の充実

現状と課題

地域では、行政区長を中心に民生委員・児童委員、シニアクラブなど多くの人々や団体がさまざまな活動を行っています。一人暮らし高齢者、ひきこもりなどの生活課題を抱えた人に対する地域の見守りや課題の共有に取り組んでいます。

住民アンケート調査結果では、「地域の住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うこと」では、「見守りや声掛け」という回答が68.4%で最も高くなっています。

<地域の住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うこと>



また、民生委員児童委員協議会ワークショップでの意見聴取でも、「見守り活動にしても民生委員だけでは力不足なので、近隣の人や地域の人を巻き込んで活動する必要がある」「各行政区長との連携を密にすることによって情報の共有、見守りの頻度を多くすることができると思う」「ゴミ出しや買物など、高齢者世帯への声かけなどを区全体で考えて、実行できるように働きかけたい」といった、見守り活動に関する課題や必要性などのさまざまな意見がありました。

少子高齢化が進む中、高齢者や障がいのある人、子ども、子育て家庭等の支援のためには、関係団体が地域単位でつながることが大切であり、より身近な単位で地域の関係者が連携しながら、支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークづくりが必要とされています。

取り組みの方向性

- 身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。
- 地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。
- 福祉支援を必要とする人への理解を深め、自分にできるサポートをしましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 地域住民のニーズを把握し、問題解決に向けた支援につなぐため、行政や関係機関との情報交換を定期的実施しましょう。
- 高齢者等の支援を必要とする人々の情報を把握し、見守りネットワークを推進しましょう。
- 近所の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などを日頃から気にかけてみましょう。
- 支援を必要とする世帯の見守りや社会活動への参加を促し、障がいのある人やその家族との交流を深めましょう。
- 地域の子どもに関心を持ち、安全で健やかな成長を見守りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 各事業を通じて見守りが必要な人へ今まで以上に見守りの強化に努めます。
- 行政等関係機関と連携・協力し見守り強化に努めます。
- 住民や地域に協力を求め、連携して見守り体制の充実を図ります。

行政の取り組み

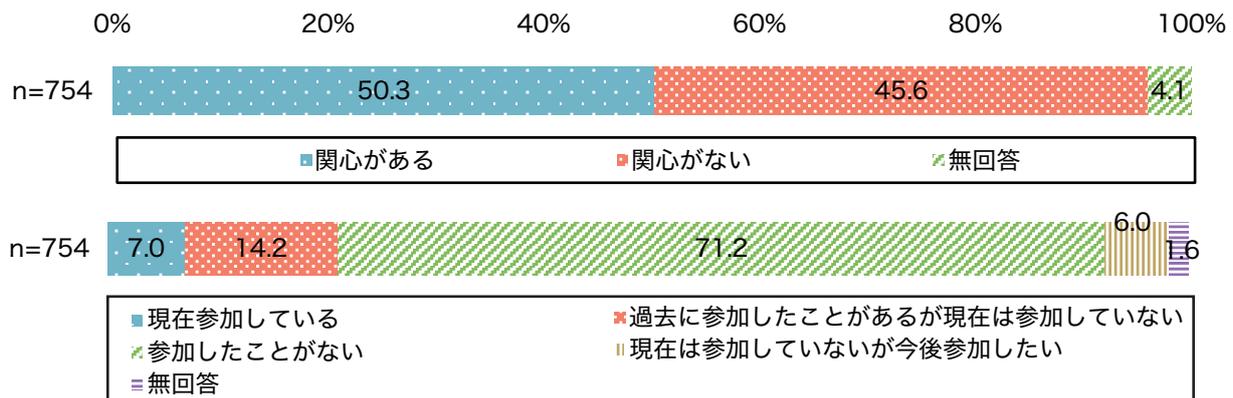
- 高齢者等見守りネットワークなど、地域単位での支え合うしくみづくりをサポートします。
- 見守り活動のネットワークの強化に向けて関係団体と連携・協働します。
- 見守りネットワーク活動や活動に携わる民生委員・児童委員などの役割について住民に周知し、活動への理解を求めます。
- 個人・家庭・地域・行政が一体となって子どもの安全確保に努めます。

(3) 地域福祉を担う人材の確保や育成

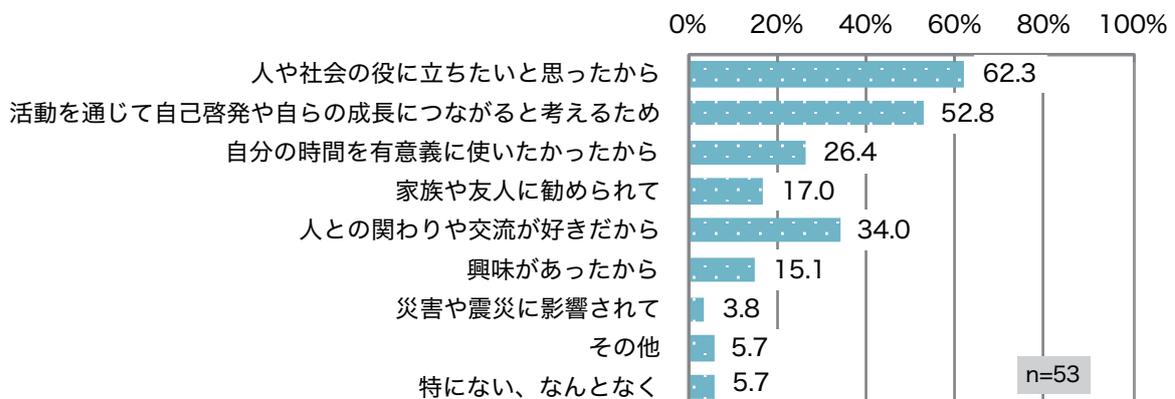
現状と課題

地域の中には、さまざまな手助けを必要とする人がいます。これらの人に対する子育て支援活動や高齢者、障がいのある人への支援活動については、行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的に支援が行われることが大切であり、NPO やボランティア活動の重要性は年々高まっています。住民アンケート調査結果等をみると、ボランティア活動に参加している（したことがある）人は2割程度と少なくなっていますが、ボランティア活動に関心のある人は半数以上と多くなっています。

＜ボランティアへの関心とその参加状況＞



＜ボランティア活動へ参加したきっかけ＞



一人でも多くの住民がボランティアやNPO等の活動に関心を持ち参加できるよう、ボランティア活動等の情報提供の充実を図るとともに、活動団体の支援やNPOやボランティアに対する住民への啓発をはじめ、人材の育成に取り組む必要があります。

取り組みの方向性

- 住民がボランティアやNPOなどの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供の充実や活動しやすいしくみづくりを進めます。
- 地域福祉活動の担い手となる人材の確保や育成を図ります。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 地域のボランティア活動や行政区活動などの地域で行われている活動に関心を持ちましょう。
- 自分ができそうなことを見つけ、楽しみながら取り組みましょう。
- いつまでも地域で楽しく暮らしていけるよう、さまざまな社会活動に積極的に参加しましょう。
- 自分でできることは自分でいき、地域の中で自分ができるところをしてみましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりを進めましょう。
- 年齢や性別を問わず、ボランティアの受け入れや育成に力を入れましょう。
- 高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域福祉活動の重要性の理解と推進のため、講座や研修等の充実を図ります。
- ボランティアセンターは、ボランティア活動に関する取り組み（周知・啓発・活動支援・調整・養成・研修等）を進めます。
- 町内で活動するボランティア団体や個人について周知するとともに、ボランティア活動の意義や魅力を伝える取り組みを進めます。

行政の取り組み

- ボランティアの中核を担うボランティアセンターとの連携に努めます。
- ボランティアやNPO等に関する情報を提供し、住民の参加を促進します。
- 研修への講師の派遣など、ボランティア育成のための支援を行います。
- 生きがい就労やボランティア活動を支援します。

基本目標

2

相談しやすく 適切に サービスが受けられるまちづくり

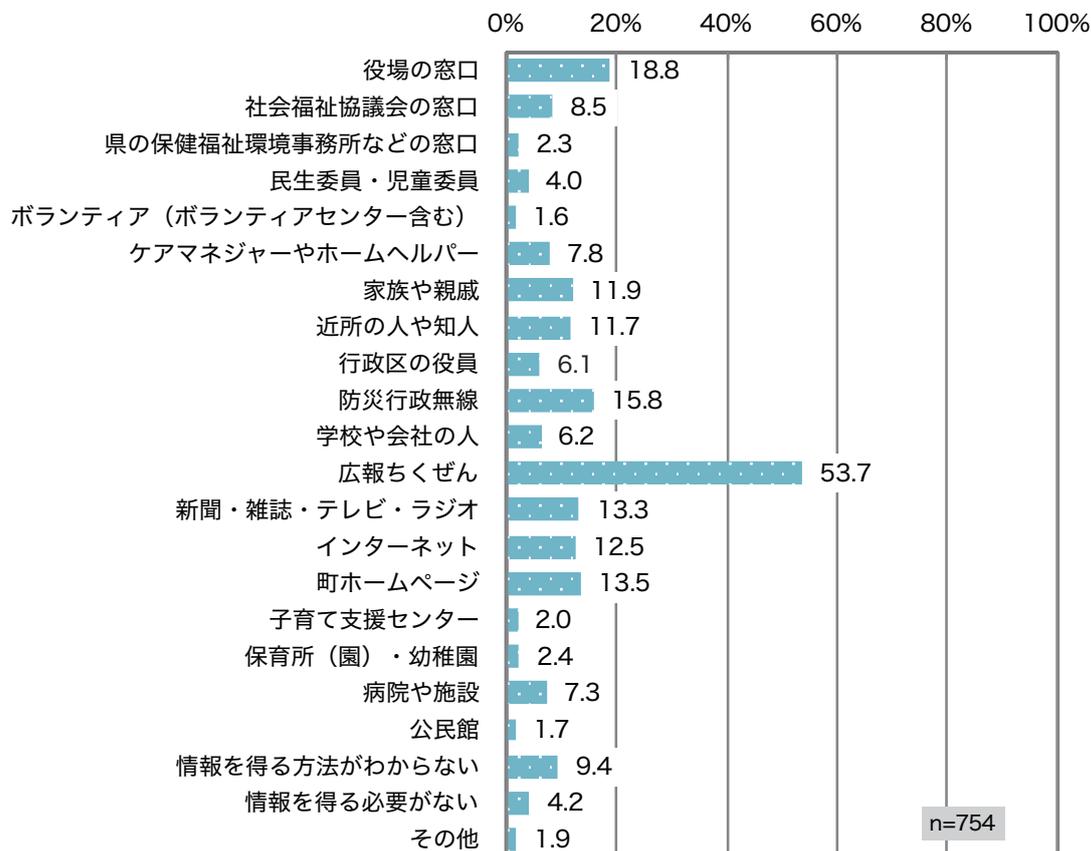
1. 情報提供・相談体制の整備

(1) 情報提供の充実

現状と課題

住民が自分の利用したい福祉サービスを適切に利用するためには、制度やサービスの内容、利用方法等の必要な情報を手に入れなければなりません。住民アンケート調査結果をみると、福祉サービスに関する情報の入手先は、「広報ちくぜん」が最も多く（53.7%）になっており、次いで「役場の窓口」、「防災行政無線」が多くなっています。

<福祉サービスに関する情報の入手先>



第5章 取り組みの展開

福祉サービスに関する情報の入手先を年代別で見ると、20歳代は窓口などの人と接する形での情報入手先の割合が低い一方で、「インターネット」での情報入手の割合が多くなる傾向にあることから、若い世代でインターネット媒体を活用した情報の提供を望んでいることがわかります。

＜福祉サービスに関する情報の入手先（性別、年齢別）＞

属性 区分	性別		年齢															
	男性	女性	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上									
役場の窓口	22.9	74	14.9	60	6.9	4	23.1	18	13.2	15	23.8	25	21.1	37	18.3	33	11.8	2
社会福祉協議会の窓口	9.0	29	7.5	30	0	0	3.8	3	5.3	6	8.6	9	9.1	16	11.7	21	23.5	4
県の保健福祉環境事務所などの窓口	3.1	10	1.2	5	0	0	2.6	2	0.9	1	3.8	4	1.1	2	2.2	4	11.8	2
民生委員・児童委員	3.7	12	4.2	17	1.7	1	1.3	1	1.8	2	1.9	2	4.6	8	7.8	14	5.9	1
ボランティア（ボランティアセンター含む）	1.2	4	2.0	8	3.4	2	1.3	1	0.9	1	0	0	1.7	3	2.2	4	5.9	1
ケアマネジャーやホームヘルパー	7.1	23	8.2	33	1.7	1	5.1	4	5.3	6	6.7	7	16.6	29	3.9	7	11.8	2
家族や親戚	11.1	36	12.4	50	17.2	10	23.1	18	13.2	15	6.7	7	10.9	19	8.3	15	11.8	2
近所の人や知人	9.9	32	12.4	50	1.7	1	9	7	7.9	9	8.6	9	12.6	22	15.6	28	35.3	6
行政区の役員	9.3	30	3.2	13	0	0	0	0	4.4	5	2.9	3	7.4	13	11.7	21	5.9	1
防災行政無線	18.6	60	13.4	54	3.4	2	10.3	8	14	16	13.3	14	16	28	23.9	43	17.6	3
学校や会社の人	4.3	14	8	32	10.3	6	16.7	13	14.9	17	4.8	5	2.9	5	0	0	0	0
広報ちくぜん	52.3	169	54.7	220	31.0	18	55.1	43	54.4	62	53.3	56	49.1	86	62.2	112	76.5	13
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	10.5	34	14.9	60	12.1	7	5.1	4	4.4	5	12.4	13	17.7	31	17.2	31	17.6	3
インターネット	12.4	40	12.9	52	27.6	16	23.1	18	21.1	24	14.3	15	9.1	16	1.1	2	5.9	1
町ホームページ	14.6	47	13.2	53	12.1	7	14.1	11	20.2	23	13.3	14	16.0	28	8.9	16	5.9	1
子育て支援センター	0.9	3	2.5	10	1.7	1	7.7	6	3.5	4	1.0	1	0.6	1	0.0	0	0.0	0
保育所（園）・幼稚園	2.8	9	2.2	9	3.4	2	11.5	9	2.6	3	1.9	2	0.6	1	0.6	1	0.0	0
病院や施設	5.9	19	9.0	36	1.7	1	9.0	7	6.1	7	9.5	10	10.3	18	5.6	10	11.8	2
公民館	2.5	8	0.7	3	0.0	0	0.0	0	0.0	0	1.0	1	2.9	5	2.8	5	0.0	0
情報を得る方法がわからない	8.4	27	10.9	44	19.0	11	7.7	6	13.2	15	9.5	10	8.6	15	7.8	14	0.0	0
情報を得る必要がない	4.6	15	3.5	14	10.3	6	5.1	4	10.5	12	1.9	2	2.3	4	1.1	2	0.0	0
その他	0.9	3	2.7	11	3.4	2	1.3	1	1.8	2	1.0	1	2.3	4	2.2	4	0.0	0

% 人

福祉に関わる制度やサービスは、近年めまぐるしく変化しています。すべての住民が、福祉制度やサービス、地域の福祉活動等についての情報を必要に応じていつでも入手できるよう、広報紙やインターネット媒体などを含め、あらゆる手段や機会を活用した情報提供が必要です。

取り組みの方向性

- 住民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 福祉制度やサービスに関心を持ち、広報紙や説明会などから積極的に情報収集するよう努めましょう。
- 地域の交流の場に参加して情報を得ましょう。知っている情報を周囲の人に教えてあげましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 福祉関係機関や商店等は、行政情報や地域情報の提供に協力しましょう。
- 民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉活動者との連携を図りながら、困りごとを抱えている人に対して必要な情報を伝え、サービス利用につながるよう支援しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 「社会福祉協議会だより」などを活用し、社会福祉協議会の活動を周知し、福祉サービスの情報を提供します。
- 「社会福祉協議会だより」に身近な事例を載せるなど、内容の充実に努めます。
- 各事業を通じて情報提供に努めます。
- 筑前町の福祉サービス、事業パンフレットを作成し情報提供をします。

行政の取り組み

- 広報紙やパンフレットなどは読みやすく分かりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫するとともに、分かりにくい専門用語を極力使わないよう配慮し、情報発信します。
- 各種団体との連携強化を図り、情報交換の実施や勉強会等の支援を行います。
- 町全体で目標や課題の共有ができるよう、さまざまな媒体をとおして町の情報を分かりやすく住民に伝えます。

(2) 相談支援体制の整備

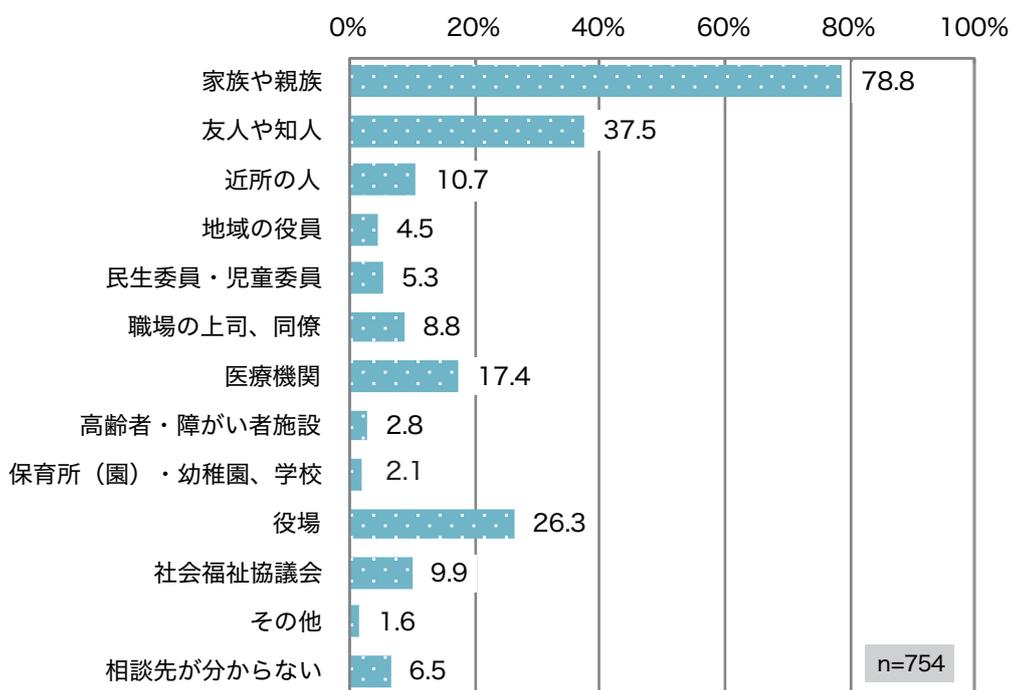
現状と課題

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、環境、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

本町では、福祉課、こども課、健康課、人権・同和対策室といった担当部署のほか、地域包括支援センターやこども未来センター、隣保館などをはじめとする、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等に対応する相談窓口を設けています。

住民アンケート調査結果をみると、生活上の困りごとを抱えたときの相談先は、「家族や親族」が78.8%と最も多くなっていますが、「役場」は26.3%、「社会福祉協議会」は9.9%と少なくなっています。

<生活上の困りごとを抱えたときの相談先>



今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進むなか、多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取り組むなど、相談窓口の機能充実を図るとともに、専門性の高い相談支援を推進し、関係機関との連携を強化する必要があります。

取り組みの方向性

- さまざまな相談に対応できるよう、関係機関との連携に取り組むとともに、住民に身近な地域での相談支援活動に携わる人のスキル向上を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 行政、社会福祉協議会等の相談窓口や民生委員・児童委員等の地域の相談役に気軽に相談しましょう。
- 広報やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を得ましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 地域の中で周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介しましょう。
- 民生委員・児童委員、行政区長などは、身近な地域の相談役としての活動をしましょう。
- 福祉サービス事業者は、利用者の意見に寄り添い、利用者主体のサービスの提供に努めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 心配ごと相談事業や障害者相談支援事業所等の相談窓口の周知を図ります。
- 心配ごと相談員への研修を行い資質の向上を図ります。
- 相談窓口へ相談に来ることが困難な人には、電話での対応やご自宅への訪問をする等、誰もが相談できる体制づくりに努めます。
- 各機関の相談窓口と連携し課題解決に努めます。
- 各種研修等に参加し社協職員の資質の向上に取り組みます。
- 複合的な福祉課題を職員が連携して解決に取り組みます。

行政の取り組み

- 地域包括支援センターなどの専門相談機関について、住民への周知と利用促進に努めます。
- 県などが開催する研修等に参加し、行政職員の資質向上に努めます。
- 気軽に相談しやすい窓口にするとともに、各課の連携を密にし、適切なサービスをすばやく提供できるよう努めます。
- 多様な相談内容に対応できる体制として、ワンストップサービスへの取り組みを推進します。
- 福祉支援を必要とする人たちが地域で安心して生活できるように相談体制の充実を図ります。

2. 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備

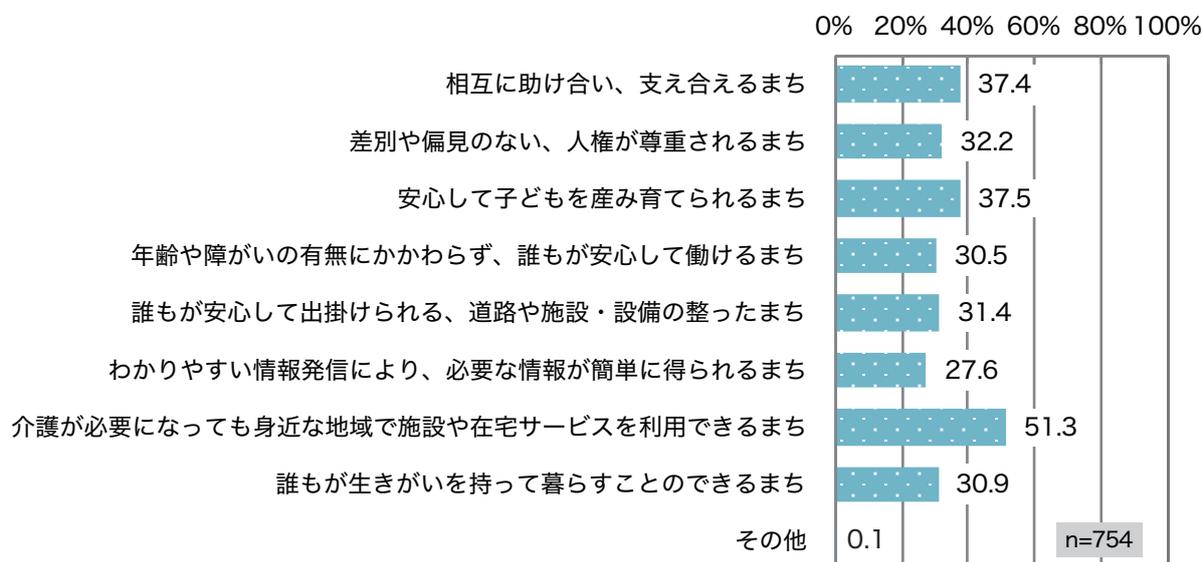
(1) 福祉サービスの充実

現状と課題

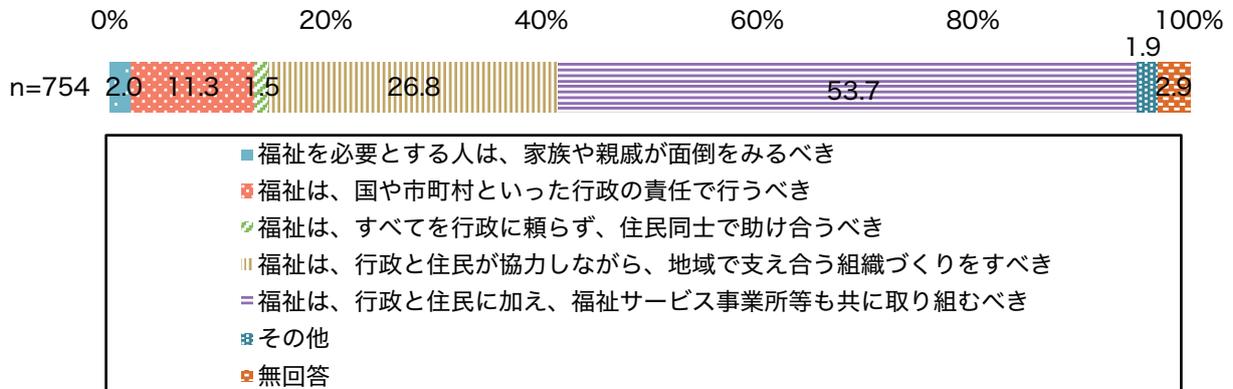
誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのためには、福祉サービスを質・量の両面で確保していくことが重要です。福祉サービスについては、従来、行政が中心となって提供してきましたが、最近では介護保険法や障害者総合支援法等にみられるように、さまざまな主体により、サービスが提供されるようになっていきます。

住民アンケート調査結果をみると、筑前町をどのような福祉のまちにしたいかについて、「介護が必要になっても、身近な地域で施設や在宅サービスを利用できるまち」(51.3%)が最も多くなっています。

<筑前町をどのような福祉のまちにしたいか>



<福祉のあり方はどうあるべきか>



住民アンケートでは、理想とする福祉のあり方を問う設問において、「福祉は、行政と住民に加え、福祉サービス事業所等も共に取り組むべき」という回答がもっとも多くありました。適切なサービスが必要に応じて受けられるよう、行政や地域の力だけでなく、民間の福祉事業者への期待は今後ますます高くなっていくことが予想されます。

また、地域福祉関係団体へのアンケート調査では、「いきいきサロンの会員は徒歩で来るには少し距離のある人が多いので、少し体が弱ると来れなくなる人がほとんど。中には車に乗り合わせて来られる人もいるが、徒歩で来る場合は転倒や事故が心配」「障がい児(者)の支援への課題に関心が集まりがちだが、その周りの家族への支援が重要になってきている」「障がいのある児童・生徒は、学校での生活が大半を占めるため、特別支援学級や普通学級においても支援員の力が大変大きい。また学校卒業後はとにかく居場所の確保が必要。社会の一員として地域で生活していくために、働く場の確保など、できることをしながら筑前町で暮らしていける環境を作ってほしい」といった意見がありました。

多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細やかに対応するために、住民のニーズに対応した質・量ともに十分な福祉サービスを確保し、社会福祉協議会はもとより、企業や社会福祉法人等の多様な担い手の参画を促進しながら、利用しやすい福祉サービスの基盤整備に取り組みます。

取り組みの方向性

- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 自分の生活に関わる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
- 行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見・要望、アイデアを積極的に伝えましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 福祉サービス事業者は、サービス利用者の意見・要望を的確に把握し、よりよいサービス提供に努めましょう。また、サービス従事者研修を行い、従事者の意識啓発や技術向上を図りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 高齢者や障がいのある人への在宅支援サービス事業を継続して行い、対象者の地域生活を支援します。
- 保育が必要な児童を学童保育所で預かり、共働きなどで保育が困難な家庭を支援します。
- 複合的な福祉課題に関係機関、団体と連携し解決に取り組みます。
- 住民・地域からの声を反映させ、行政・民間福祉事業者と協力して継続事業の発展、新規事業の構築に取り組みます。

行政の取り組み

- 福祉サービス提供者への研修を実施するとともに、事業者間の連携等を支援します。
- 福祉サービスや制度等に対する住民の意見・要望、アイデアを積極的に聞き、サービスの提供方法・内容を工夫します。
- 「高齢者福祉計画」「障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。
- 福祉サービス提供者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等の情報を提供し、技術の向上を図ります。
- 障がい者就労施設などの物品やサービスを率先して利用します。

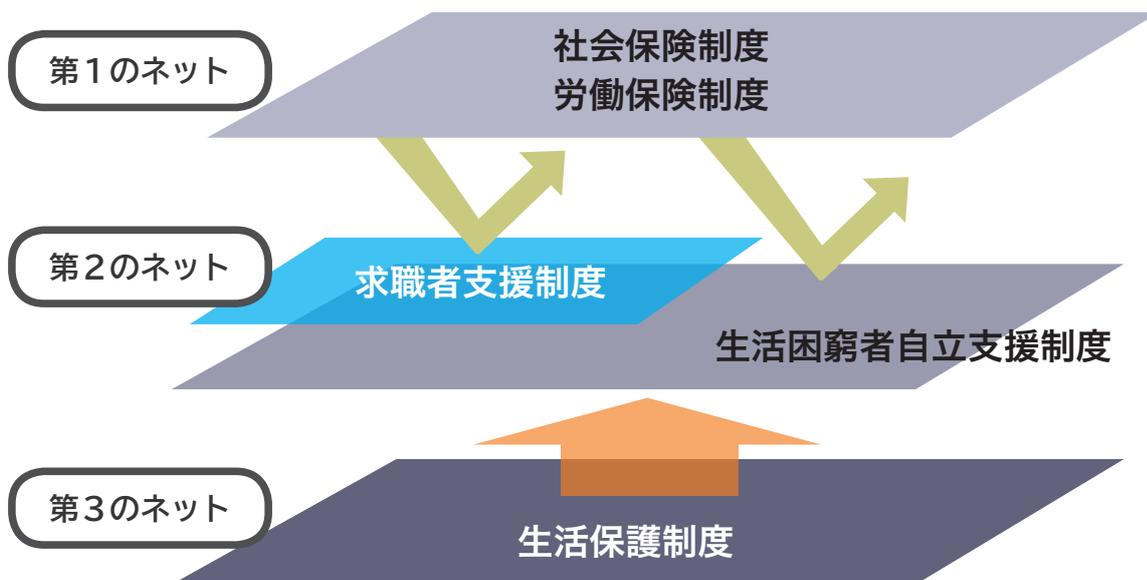
(2) 生活困窮者への自立支援の充実

現状と課題

近年、雇用形態や社会構造の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯などの生活困窮に至るリスクの高い人々が増加しており、筑前町においても生活保護率も増加傾向であることなどから、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

また、生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

重層的なセーフティネット構築のイメージ（厚生労働省）



社会保険や労働保険など、雇用を通じたセーフティネットは第1のセーフティネット、生活保護は第3のセーフティネット、その間のしくみは第2のセーフティネットと呼ばれ、生活困窮者自立支援制度は第2のセーフティネットを手厚くし、重層的なセーフティネット構築をめざすものとされています。

行政としては、生活困窮者自立支援事業の実施主体である県だけでなく、地域や関係機関等と連携を図りながら、生活困窮者の早期把握・早期支援につなげられるしくみづくりを進めていきます。

取り組みの方向性

- 社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業や、県が行う生活困窮者自立支援事業の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
- 必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。
- 気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- 民生委員・児童委員、ボランティア等は研修会等に参加し、必要な知識を得ましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 行政と連携して生活困窮者自立支援を促進します。
- 生活福祉資金貸付事業を実施し生活困窮者自立支援を図ります。
- 日常生活自立支援事業を通して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などのお手伝いをします。
- 町内の社会福祉法人と連携し、生活困窮者に対する支援を行います。

行政の取り組み

- 生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。
- 経済的に困窮している人が適切な支援を受けられるよう、福岡県自立相談支援事務所（困りごと相談室）などの関係機関との連携を図ります。
- 適切な経済的支援やサービス提供を行えるよう、国や県に制度の充実を働きかけます。

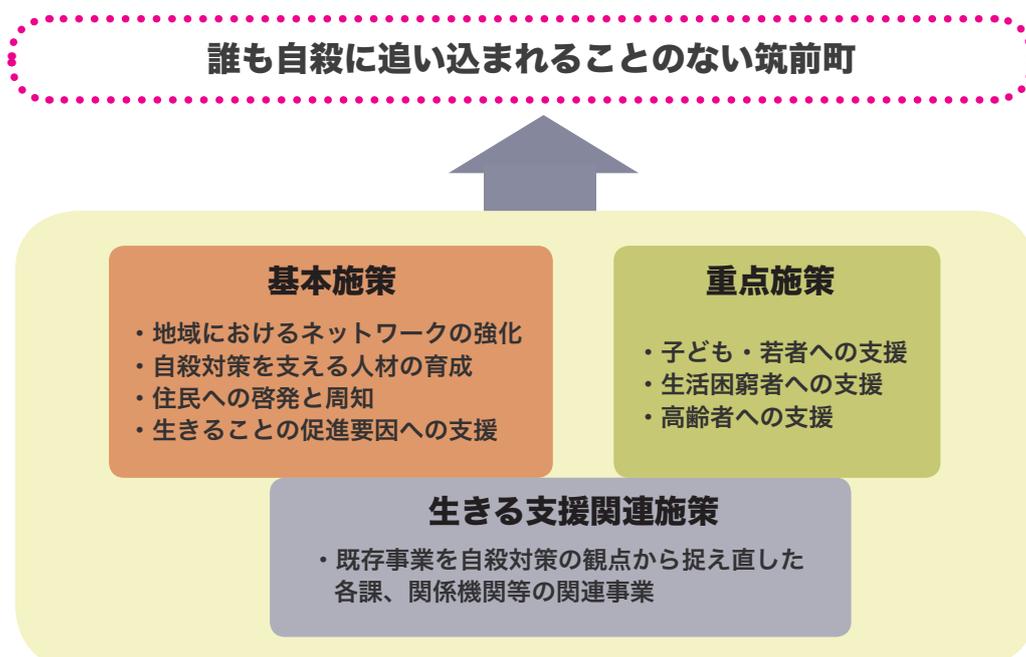
(3) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

現状と課題

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへと転換を図っていくことが必要とのことから、国では自殺大綱を見直しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、地域福祉関係団体、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働のしくみを構築することが重要です。行政には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、地域福祉関係団体には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域住民にも自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む必要があります。

国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、令和2年3月に、自殺対策基本法第13条第2項にもとづき「筑前町自殺対策計画」を策定しました。これは福岡県自殺対策計画のほか、その他町の行政政策との整合性を図っています。



取り組みの方向性

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して「自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- こころの健康に関心を持ちましょう。
- 悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 自殺言動がある人などの情報を関係機関へ連絡しましょう。
- 自殺言動がある人などを相談窓口へつなげましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 自殺リスク要因を減らすための事業の情報提供、相談窓口を充実します。
- 行政、社会福祉法人等と連携し、自殺予防に取り組みます。

行政の取り組み

- 自殺言動のある人などの情報共有を行うとともに、相談体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携をとりながら専門的な知識を持つ人材育成を図ります。
- 自殺対策への知識を啓発するとともに、相談窓口を周知し自殺予防に取り組みます。

基本目標

3

すべての人が いきいきと暮らせるまちづくり

1. 防災・防犯体制の整備

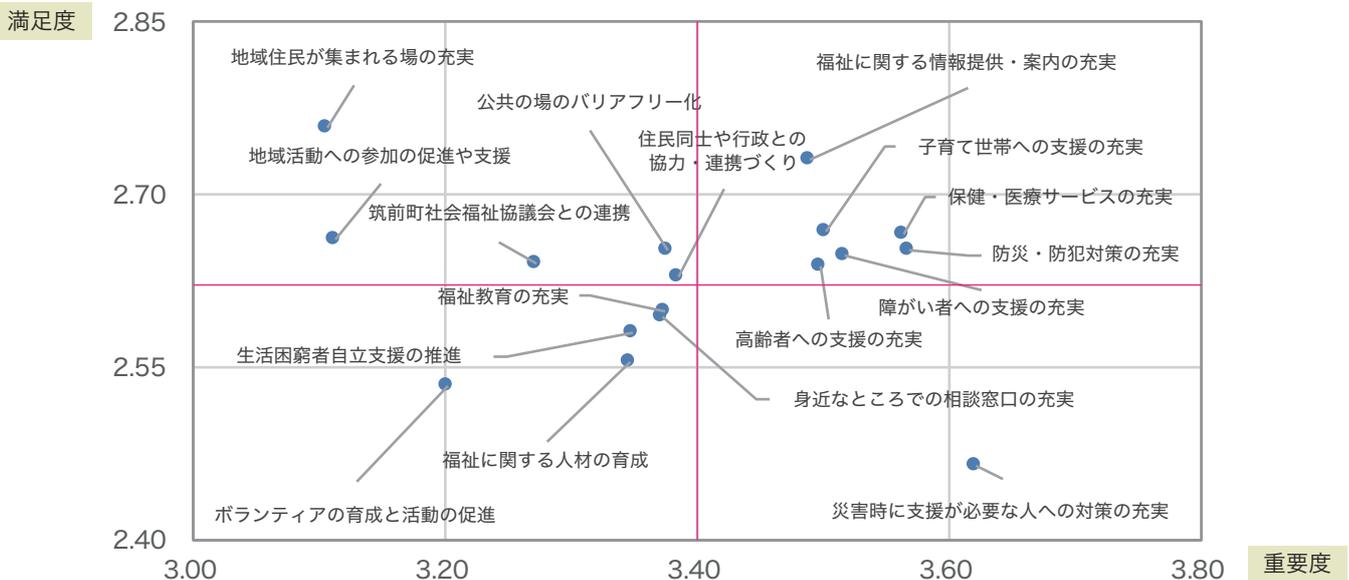
(1) 日常からの備えの強化

現状と課題

すべての住民が、住み慣れた地域で安心安全に生活するためには災害時や緊急時に安全、迅速に避難できるなど、防災体制の整備が必要です。また、一人暮らし高齢者の悪徳商法被害など、住民が犯罪に巻き込まれる状況も多くなっています。また、交通安全については、高齢者が関係する（加害者・被害者）交通事故等も多発しています。

住民アンケート調査結果をみると、福祉に関する取り組みの満足度と重要度において「防災・防犯対策の充実」や「災害時に支援が必要な人への対策の充実」が重要度の高いものとなっていますが、「災害時に支援が必要な人への対策の充実」は満足度が最も低い施策となっており、今後重点的に取り組む必要があるといえます。

＜福祉に関する取り組みの満足度と重要度＞

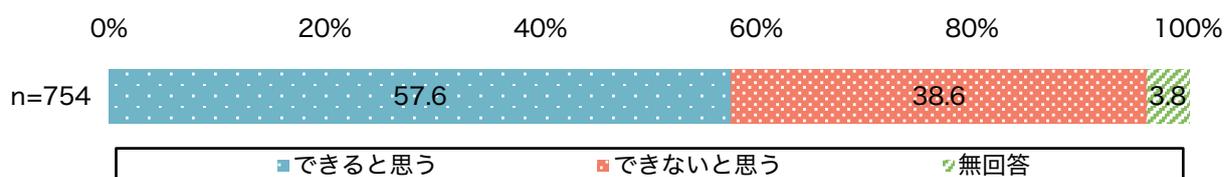


※福祉に関する取り組みの満足度と重要度を1～4点の4段階評価として点数化し、項目ごとに比較したグラフ

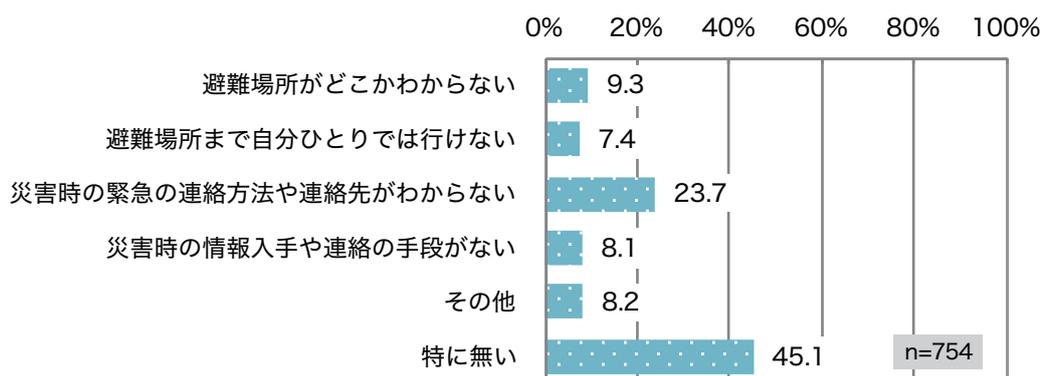
第5章 取り組みの展開

住民アンケート調査結果をみると、4割近くの住民が「災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できないと思う」と回答しており、災害発生時に困ることとしては、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」「避難場所がどこかわからない」とした意見がみられました。また、災害時の備えとして重要なことでは、「危険箇所の把握」「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけやつきあい」「避難の際に手助けが必要な人の把握」などの意見が多くみられました。

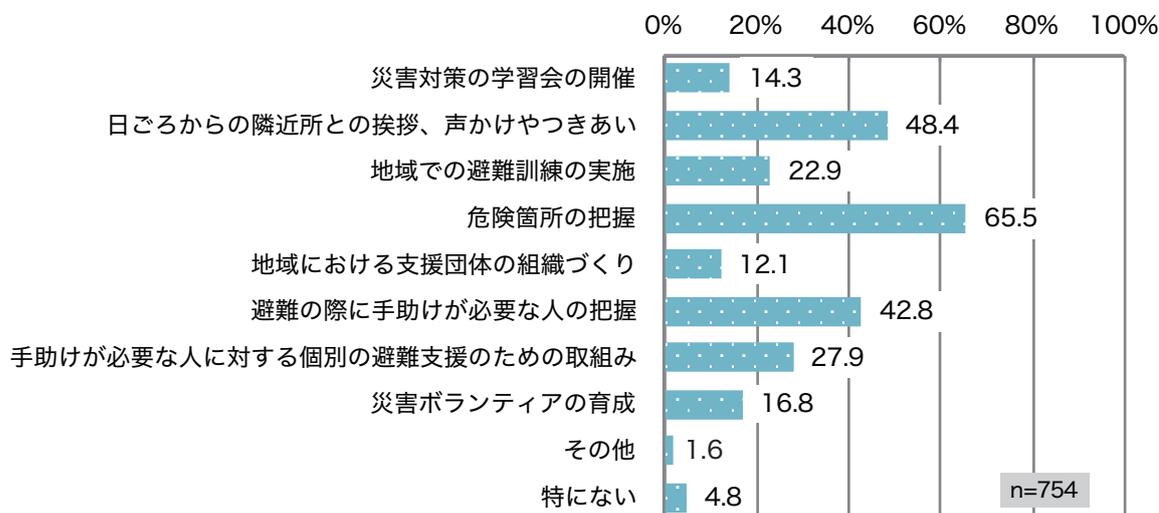
<災害時の避難>



<災害時に困ること>



<災害時の備えとして重要なこと>



地域福祉関係団体へのアンケート調査では、「台風や豪雨の際は、テレビ、ラジオ、町の防災無線等で情報を知り、近所の人がかきあって避難しており、高齢者で一人暮らしの人達には隣近所、民生委員、行政区長たちの声かけがなされている」「障がいのある人の支援、災害時避難などスムーズにできるよう、連絡網を充実したい」「日頃から隣組内での顔合わせなどでコミュニケーションを保っておくことや非常時の連絡方法、避難方法、支援方法を確認することが重要」といった意見があり、地域で日頃から災害に備える取り組みが進んでいることが分かりました。

しかし、その一方で、「赤ちゃん連れ、小さな子連れ、発達障害のお子さん連れなど、安心して親子で避難できる場所が欲しい。大きな体育館などでは周りに気を遣ったり、迷惑かけたりしないか不安」「障がいの種類はさまざまに災害時の対応も保護者でないとわからないことが多く、なかなか他の人をお願いをしにくい状況もある。集団行動が苦手な子も多く、もし避難所にしばらくいなければならない時に小さくても良いので、個人的なスペースの確保ができると有難い」といった、実際の避難に関する不安の意見もありました。

また、民生委員児童委員協議会ワークショップにおける意見聴取では、「もし災害がおきて、道路が封鎖されたら道路をいち早く通れるようにしてもらいたい」「防災訓練や防災対策を充実し、早く避難できるようにしておく必要がある」といった意見がみられました。

すべての住民が住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に必要な情報が的確に提供されることが必要であるとともに、災害対策は、行政だけの力では行き届かないところも多く、住民や関係団体と協働して取り組むことが必要であり、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、地域の防災・防犯力を高めていくことが重要です。

取り組みの方向性

- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。
- 高齢者や障がいのある人、子どもなどを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 「自らの命は自ら守る」という意識をもち、防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ハザードマップで危険箇所や避難経路を事前に確認しましょう。
- 備蓄や非常用持出袋を準備し災害に備えましょう。
- 防災行政無線個別受信機を設置しましょう。
- 「自分の身は自分で守る」という意識をもって、防犯対策を行いましょ。
- 夜道では周囲を警戒し、遠回りでも明るい道を歩くようにしましょう。
- 犯罪にあわないように、町内で起きている犯罪情報に注意しましょう。
- 車の運転は無理をしないように家族で話し合い、運転に自信がなくなったら運転免許証を返納して公共交通機関などを利用しましょう。
- 不審な電話や手紙、メールが届いたときは、安易に行動せず、家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。
- 大切な命を守るためシートベルトやチャイルドシートの着用を徹底します。また、飲酒運転を絶対にしないように声をかけ合いましょ。
- 交通ルールやマナーを守り、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょ。

地域・関係団体などの取り組み

- 地域で避難訓練等を定期的で開催しましょ。
- 地域の避難行動要支援者の把握を行い、災害時は速やかに避難を支援しましょ。
- 自主防災組織を活性化しましょ。
- 消防団の重要性を理解し、活動を支援しましょ。
- 戸締りや不審者に気をつけるようお互いに声をかけ合いましょ。
- 不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょ。
- 小中学生の登下校の安全見守り活動をしましょ。

社会福祉協議会の取り組み

- 災害発生を想定して、災害ボランティアセンター設置マニュアルの再整備をします。
- 行政と連携し災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。
- 平常時から町内の社会福祉法人と連携を密にし、災害支援を行える体制の構築に努めます。
- 災害後の災害ボランティア活動希望者へ保険の助成を行います。
- いきいきサロンや交流の場（居場所）などで、悪徳商法等の防犯講習会を実施し、被害に遭わないよう呼びかけます。
- 各種団体と連携し、防犯活動に取り組みます。

行政の取り組み

- 災害時に支援が必要な人から同意を得て登録した避難行動要支援者名簿を整備し、緊急時に活用することはもちろん、日常的な見守りにも活用していきます。
- 防災・減災対策の推進と啓発に努めます。
- 地域で行う防災訓練を支援します。
- 多様な伝達手段による防災情報の迅速かつ的確な発信に努めます。
- 消防団や自主防災組織の活動を支援し、充実化を図ります。
- 住民の命を守ることを最優先に考え、危機管理体制の強化を図ります。
- 警察などの関係機関からの犯罪情報の収集や住民への情報提供に努めます。
- 関係団体と連携して住民の防犯意識向上のための啓発を行います。
- 住民組織の防犯活動を支援し、地域一丸となって犯罪のないまちづくりを推進します。
- 交通ルールやマナーの啓発に努めます。
- 加齢による身体的変化（視覚や判断力の低下など）が運転にどのような危険を及ぼすのか高齢運転者に分かりやすく伝えます。
- 登下校の安全見守りや危険箇所の改善など、地域や関係機関と連携して交通安全のための環境整備を行います。

2. いきいきと暮らせる住環境づくり

(1) 健やかに暮らせる地域づくり

現状と課題

いつまでも健康であることはすべての人にとっての願いであり、住民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤です。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、介護や医療の需要は今後さらに増加していくと考えられており、社会保障安定のためにも、医療・健診・介護が十分に連携し、地域の健康課題等について共通認識を持ったうえで一体的に事業を展開していくことが必要です。もちろん、福祉や医療など、いざという時の安全網や支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は、自ら守り、つくるという意識を持つことも大切です。

また、高齢化の進む中で余暇時間が増大し、いかに自分らしくいきいきと暮らすかが、生活していくうえでの大きな課題となっています。仲間づくりにもつながる運動や地区公民館で実施しているいきいきサロンなど、地域ぐるみで取り組むことで健康づくりや介護予防・認知症対応の輪を広げ、住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らし、働くことは地域の活力源となります。いつまでも「生きがい」を地域社会の中でどう感じていけるか、という点は今や町の定住の条件ともなりうる重要な要素です。

地域包括ケアシステムのイメージ



地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定

町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

取り組みの方向性

- 介護予防教室や生活習慣病の予防・改善事業等を通じ、健康づくり・介護予防を促進します。
- 自らの知識や経験を活かし、生きがいを持てる機会を増やすためにも、地域住民が各種活動に気軽に参加し、親しむことができる体制を整えます。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 隣近所、同世代等気軽に集まることができる仲間同士でウォーキングや体操を行うなど、健康づくりを習慣化しましょう。
- 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習やスポーツ、就労等、生きがいを持てる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らしましょう。
- 公民館で開催されている「いきいきサロン」等に参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行いましょう。
- 特定健診・がん検診を受診して、自らの健康状態の把握に努めましょう。
- 生涯を通じて食事や運動などの生活習慣に配慮し、健康づくりに努めましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 地域におけるウォーキングや体操などのイベントを展開しましょう。
- 地域で行う健康づくり・介護予防について話し合う機会をつくりましょう。
- いきいきサロン、交流の場（居場所）などの開設を希望する場合には社会福祉協議会に相談しましょう。
- 地域で、住民の知識や経験等を次世代に伝える機会をつくりましょう。
- 公民館活動等を継続して実施し、住民の生きがいづくりを推進しましょう。

第5章 取り組みの展開

社会福祉協議会の取り組み

- いきいきサロン事業や交流の場（居場所）などを通じて、介護予防を推進します。
- 出前講座を通じて介護予防の推進に努めます。
- 筑前町の福祉サービス、事業パンフレットを作成し情報提供をします。
- 敬老館運営事業等を通じて、生きがいを推進します。
- いきいきサロン事業で地域の実情に合わせた生きがいを推進します。
- 職員が地域の活動に積極的に参加し、「社会福祉協議会だより」などを通じて情報発信します。

行政の取り組み

- 認知症予防教室や運動教室などの介護予防事業の充実を図ります。
- 認知症の人やその家族等に対する地域支援体制を構築し、認知症ケア向上を図ります。
- 生涯学習の機会を充実するとともに、住民が生きがいを持って取り組む住民活動を支援します。
- シルバー人材センターの活動を支援します。
- 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。
- 健康づくりに関する情報提供や啓発を行います。
- 健康教育、健康相談、訪問相談（指導）などの充実を努めます。
- 受診しやすい健（検）診体制を整備します。
- がん検診要精密者を医療機関受診につなげます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

(2) 誰もが暮らしやすい環境の整備

現状と課題

高齢者や障がいのある人、子ども等、すべての住民が安心・安全かつ快適に生活するためには、道路や各種施設等が誰にとっても利用しやすい環境であることも大切な要素です。

民生委員児童委員協議会のワークショップにおける意見聴取では、「交通の利便性が良く、福岡市への通勤・通学にも便利」という意見がある一方で、「主要道路からはずれたところに住んでいる人はバスが通っていないなどの理由から、車がないと買い物や病院への通院に不便であり、免許を返納しにくい」といった意見が出ています。

特に高齢者の交通事情についての意見が多く、「ちくちゃんバスが運行しているが、時間帯や運行回数など、交通手段がない人にとってさらに利用しやすいものにならないか」「公共の交通機関の効率的な運用によって、買い物弱者の減少につなげたほうがいい」「民間の業者とも連携した、一人暮らしや高齢で買い物に行けない人への買い物支援の方法はないか」といった意見がありました。

本町では各種計画に基づき、危険箇所などの補修を行うとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づき、公共施設等の維持管理を進めていきます。

民間事業者等に対しても、法律や条例に即して、誰にとってもやさしいまちづくりに対する理解・協力を求めています。また、地域巡回バスなどの地域交通と公共交通との接続による利用促進に取り組んでいきます。

取り組みの方向性

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 交通ネットワークを充実するとともに、高齢者や障がいのある人などの移動が困難な人への支援を検討していきます。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 環境美化活動等、人にやさしく美しいまちづくりに参加しましょう。
- 高齢者、障がいのある人等すべての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけましょう（障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど）。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を理解し協力しましょう。
- バス停や駅はマナーを守ってきれいに使いましょう。
- 公共交通の必要性について考え、無理のない範囲で公共交通を利用するように心がけましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- 地域で環境美化活動を企画・実施していきましょう。
- 地域で道路等の危険箇所を把握し、行政へ知らせましょう。
- 商店・事業所等を含めたさまざまな人が利用する施設は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて施設等の整備を行いきましょう。
- 美しい環境を守るため、ポイ捨てや不法投棄、ペットの放し飼い等をしないように呼びかけましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ユニバーサルデザインやバリアフリーに関連する福祉教育を推進します。
- 聴覚障がい者が社会生活を営むためのコミュニケーション支援として、手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣します。
- 介護福祉用具の貸与を行います。

行政の取り組み

- 高齢者や障がいのある人などの移動が困難な人への支援を検討していきます。
- 広報紙やホームページ等で、バリアフリーやユニバーサルデザインについて住民に周知します。
- 路線バスや鉄道などの公共交通の必要性や、利用に関する情報を積極的に提供します。
- 各事業者や団体と協働して公共交通の利用促進イベントなどを実施し、利用を広く呼びかけます。
- 町内のバス停や駅が廃止されたり、路線バスが減便されたりしないよう公共交通の維持に努めます。
- 公共交通と地域交通の円滑な接続により、双方の利便性の向上に努めます。
- 町内の移動の利便性向上に向けて、地域交通の見直し、検討を行います。
- 町道や農道など地域の実情や要望に沿った道路整備を行い、住環境向上に努めます。
- 町営住宅の適正な維持管理を行い、快適な住環境の確保に努めます。
- 公園の適正な維持管理により、景観保全に努めます。
- 支援を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの普及促進を図ります。

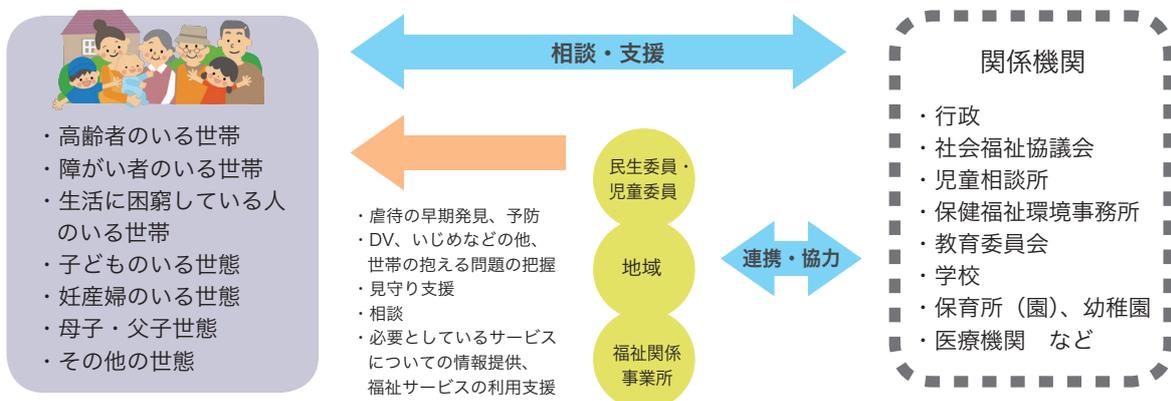
3. 権利擁護体制の充実

(1) 権利擁護の推進

現状と課題

地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、しくみが必要です。福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

また、高齢者、障がいのある人、子ども等に対する虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）等の課題を抱える家庭は、複数の課題が複雑に絡み合っているケースが多く、高齢者、障がいのある人、子ども等各分野でそれぞれに個別対応をしている状況もあり、町全体として権利擁護体制を整えていきます。



取り組みの方向性

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。
- 相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。

取り組み内容

住民一人ひとりの取り組み

- 高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人の人権を尊重し、虐待をしない、見逃さない意識を持ちましょう。
- 成年後見制度など、高齢者等の財産や権利を守る制度について理解を深めましょう。
- 虐待と思われるようなことに気づいたら、行政や民生委員・児童委員などに相談しましょう。
- 子どもを育てる責任の重さや命の大切さについて考えましょう。
- 町の講演会などに参加して、差別や人権について正しく学びましょう。

地域・関係団体などの取り組み

- サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人権を尊重してサービスを提供しましょう。また、利用者からの苦情に対する相談体制づくりに取り組みましょう。
- 民生委員・児童委員や行政区長等地域を支える地域のキーパーソンは、日頃から地域とのつながりを持ち、気になることがあれば最寄りの窓口にご相談しましょう。
- 地域において、権利擁護関連事業の利用が必要な人を把握し、利用を勧めましょう。
- 高齢者や障がいのある人、子どもなどの権利擁護に配慮して、地域活動を行いましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 日常生活自立支援事業を通じて、権利擁護の推進を図ります。
- 日常生活自立支援事業への理解を深めるため、講座や学習会を開催します。
- 町内の社会福祉法人の各種専門職と連携し、相談者に寄り添った支援を行います。

行政の取り組み

- 民生委員・児童委員や行政区長等、地域を支える地域のキーパーソンとの連携を図り、権利擁護関連事業の利用が必要な人の把握に努めます。
- 相談機関と連携し、情報交換・情報共有を図ります。
- さまざまな問題に悩みを抱える人たちとの情報交換や情報共有できる機会をつくります。
- 住民が安心して生活できるように権利擁護関連事業の周知と利用促進を図ります。
- 妊娠や出産、子育てに関わる人の不安感や負担感が軽減され、親となる自覚と責任を持ちながら楽しく子育てができる環境づくりに努めます。
- 差別の撤廃に努め、差別のない人権尊重のまちづくりを推進します。
- 人権侵害や差別について正しく学び合う機会をつくります。
- 人権侵害の相談や救済に取り組みます。
- 関係機関と連携し、暴力やハラスメント、DVなどの被害者を支援する体制を強化します。

第6章

社会福祉協議会の取り組み

1 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み
<p>基本目標 1</p> <p>地域がお互いに 学び合い支え合う まちづくり</p>	<p>1</p> <p>地域福祉の 意識向上</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動の推進（広報・ホームページ） 2 ボランティアセンター情報の発信 3 生活支援コーディネーター事業 4 各種ボランティア講座の実施 5 障がい者のつどい 6 福祉教育の推進 7 福祉教育用具の貸与 8 まちづくり出前講座
	<p>2</p> <p>地域における 交流・ふれあいの 促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動の推進（広報・ホームページ）【再掲】 2 いきいきサロン事業 3 生活支援コーディネーター事業 4 敬老館運営事業 5 在宅介護者の支援 6 サロン応援隊の育成 7 ひとり暮らし高齢者のつどい 8 障がい者のつどい【再掲】 9 重度障がい者の交流会 10 レクリエーション用具の貸与 11 まちづくり出前講座【再掲】
	<p>3</p> <p>地域で支え合う ネットワークの 強化</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動の推進（広報・ホームページ）【再掲】 2 ボランティアセンター情報の発信【再掲】 3 在宅高齢者等配食サービス事業 4 ボランティアセンター事業 5 各種ボランティア講座の実施【再掲】 6 生活支援コーディネーター事業 7 福祉教育の推進【再掲】 8 筑前町を良くする助成金事業 9 シニアクラブ連合会への助成金及び支援 10 遺族会への助成金及び支援 11 身体障害者福祉協会への助成金及び支援 12 母子・寡婦福祉協会への助成金及び支援 13 ボランティア連絡協議会への助成金及び支援 14 障がい者小規模作業所への助成金 15 各小・中学校福祉協力校への助成金

基本目標	取り組みの柱	取り組み
<p>基本目標 2</p> <p>相談しやすく 適切にサービスが 受けられる まちづくり</p>	<p>1</p> <p>情報提供・相談 体制の整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動の推進（広報・ホームページ）【再掲】 2 心配ごと相談事業 3 障害者相談支援事業 4 日常生活自立支援事業 5 筑前町健康づくり、介護予防パンフレットの作成
	<p>2</p> <p>地域のニーズに 対応したサービス 基盤の整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 心配ごと相談事業【再掲】 2 在宅高齢者等配食サービス事業【再掲】 3 敬老館食堂事業 4 敬老館運営事業【再掲】 5 放課後児童健全育成事業 6 生活支援コーディネーター事業 7 障害者相談支援事業 8 障害者支援区分認定調査 9 コミュニケーション支援事業 10 生活福祉資金貸付事業 11 日常生活自立支援事業【再掲】 12 介護福祉用具の貸与 13 社会福祉法人連絡会

第6章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標	取り組みの柱	取り組み
<p>基本目標3</p> <p>すべての人が いきいきと 暮らせる まちづくり</p>	<p>1</p> <p>防災・防犯体制の 整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 いきいきサロン事業【再掲】 2 生活支援コーディネーター事業 3 バス停の管理 4 災害ボランティア活動者への助成 5 災害ボランティアセンター設置マニュアルの再整備 6 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 7 近隣社協と青年会議所との災害時の連携と協力 8 社会福祉法人連絡会【再掲】
	<p>2</p> <p>いきいきと暮らせる 住環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動の推進（広報・ホームページ）【再掲】 2 いきいきサロン事業【再掲】 3 在宅高齢者等配食サービス事業【再掲】 4 敬老館運営事業【再掲】 5 生活支援コーディネーター事業【再掲】 6 まちづくり出前講座【再掲】 7 筑前町健康づくり、介護予防パンフレットの作成【再掲】 8 シニアクラブ運営支援 9 ひとり暮らし高齢者のつどい【再掲】 10 重度障がい者の交流会【再掲】 11 敬老の日祝事業 12 金婚お祝い事業 13 レクリエーション用具の貸与【再掲】 14 心配ごと相談事業【再掲】 15 障害者相談支援事業 16 コミュニケーション支援事業【再掲】 17 福祉教育の推進【再掲】 18 介護福祉用具の貸与【再掲】
	<p>3</p> <p>権利擁護体制の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 心配ごと相談事業【再掲】 2 障害者相談支援事業【再掲】 3 日常生活自立支援事業【再掲】 4 社会福祉法人連絡会【再掲】

2 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業及び今後実施を計画している取り組みごとに、その具体的な内容や財源、実施年度、主な協力・助成団体を以下に記載します。

基本目標 1

地域がお互いに学び合い支え合うまちづくり

1. 地域福祉の意識向上

No.	事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	広報活動の推進	<p>社協の事業や地域における福祉活動などを広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人へ「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を配布するとともに町立図書館でも聞くことができるように寄贈します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉協議会だより」・「声の社会福祉協議会だより」を年4回発行 ・「共同募金だより」の発行（3月） ・「広報ちくぜん」への福祉関連情報を毎月掲載 ・ホームページを随時更新 			○		継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会 ・ ちくぜん虹の会（朗読ボランティア）
2	ボランティアセンター情報の発信	<p>ボランティアセンターやボランティア活動などを広く住民に情報発信し、センター活動の周知及びボランティア活動についての啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティアセンターだより」、「声のボランティアセンターだより」を年3回発行 ・ホームページを随時更新 			○		継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会 ・ ちくぜん虹の会（朗読ボランティア）

第6章 社会福祉協議会の取り組み

No.	事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自主	補助 金	共募 配分	受託 金		
3	生活支援コー ディネーター 事業	生活支援コーディネーターが地域の活動や団体の活動取材し、「LINE脳若365」を通じて情報を発信します。				○	継続	
4	各種 ボランティア 講座の実施	ボランティアセンターが地域住民のボランティア活動の推進やボランティア自身のスキルアップを目的に講座を実施します。				○	継続	・ボランティア 連絡協議会 ・ボランティア センター登録 団体、個人
5	障がい者の つどい	地域住民に障がいへの理解を推進し、障がいのある人との交流や社会参加を呼びかけます。				○	継続	・身体障害者 福祉協会 ・障がい者福祉施設 ・共同作業所
6	福祉教育の 推進	各学校区の地域性、学年に応じた福祉教育を推進します。また、地域住民向けの福祉教育推進に取り組みます。				○	継続	・小学校 ・中学校 ・行政区
7	福祉教育用具 の貸与	福祉教育の推進のため、福祉教育用具を貸出します。				○	継続	・地域の団体 ・福祉施設など
8	まちづくり 出前講座	地域住民に対し出前講座（町主催）を行います。					継続	・地域の団体 など

2. 地域における交流・ふれあいの促進

No.	事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	広報活動の推進【再掲】	<p>社協の事業や地域における福祉活動などを広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人へ「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を配布するとともに町立図書館でも聞くことができるように寄贈します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉協議会だより」・「声の社会福祉協議会だより」を年4回発行 ・「共同募金だより」の発行（3月） ・「広報ちくぜん」への福祉関連情報を毎月掲載 ・ホームページを随時更新 			○		継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会 ・ ちくぜん虹の会（朗読ボランティア）
2	いきいきサロン事業	<p>住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域みんなが支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロンを地域の人と推進していきます。</p>				○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ サロン応援隊 ・ サロン代表者
3	生活支援コーディネーター事業	<p>地域で開催されている交流の場（居場所）の支援を行います。地域の要望を基に、交流の場（居場所）を一緒につくります。</p>				○	継続	
4	敬老館運営事業	<p>家に閉じこもりがちな高齢者が交流を通して健康維持、生きがいづくりとして集う場を運営します。</p>				○	継続	
5	在宅介護者の支援	<p>介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会をつくります。</p>				○	継続	
6	サロン応援隊の育成	<p>いきいきサロンで行う体操やレクリエーション技術と知識を取得する研修会をします。</p>			○		継続	・ サロン応援隊

第6章 社会福祉協議会の取り組み

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
7	ひとり暮らし高齢者のつどい	一人暮らしで遠出に不安のある高齢者に対して、外出を進め、自立と生きがい、一人暮らし同士の交流と仲間づくりを支援していきます。			○		継続	
8	障がい者のつどい【再掲】	地域住民に障がいのある人への理解を推進し、障がいのある人との交流や社会参加を呼びかけます。			○		継続	・身体障害者福祉協会 ・障がい者福祉施設 ・共同作業所
9	重度障がい者の交流会	社会参加の機会と参加者同士の交流を図ります。			○		継続	・ボランティア ・障がい者福祉施設 ・共同作業所
10	レクリエーション用具の貸与	団体の交流、ふれあい促進のためレクリエーション用具を貸し出します。			○		継続	・地域の団体 ・福祉施設など
11	まちづくり出前講座【再掲】	地域住民に対し出前講座（町主催）を行います。					継続	・地域の団体など

3. 地域で支え合うネットワークの強化

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	広報活動の推進【再掲】	<p>社協の事業や地域における福祉活動等を広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人へ「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を配布するとともに町立図書館でも聞くことができるよう寄贈します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉協議会だより」・「声の社会福祉協議会だより」を年4回発行 ・「共同募金だより」の発行（3月） ・「広報ちくぜん」への福祉関連情報を毎月掲載 ・ホームページを随時更新 			○		継続	・区長会 ・ちくぜん虹の会（朗読ボランティア）

No.	事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自主	補助 金	共募 配分	受託 金		
2	ボランティアセンター情報の発信【再掲】	ボランティアセンターやボランティア活動などを広く住民に情報発信し、センター活動の周知及びボランティア活動についての啓発活動を行います。 ・「ボランティアセンターだより」、「声のボランティアセンターだより」を年3回発行 ・ホームページを随時更新				○	継続	・ 区長会 ・ ちくぜん虹の会 (朗読ボランティア)
3	在宅高齢者等配食サービス事業	調理や買物が困難な高齢者等に対して、栄養のバランスがとれた食事を提供します。また、利用者の見守り・安否確認を徹底します。				○	継続	・ 東部在宅介護支援センター ・ 西部在宅介護支援センター
4	ボランティアセンター事業	「できる人が できるときに できることを」を合言葉に、地域住民のボランティアの理解と関心を高め、ボランティア活動の推進及び支援を行います。 ・ ボランティア（団体、個人）の登録受付 ・ ボランティアの依頼対応及びボランティアの調整 ・ ボランティアに関する保険の受付 ・ ボランティア交流会等の実施 ・ ボランティアに関する情報提供 ・ ボランティアセンター運営委員会を年2回実施				○	継続	・ ボランティアセンター登録団体、個人 ・ ボランティアセンター運営委員
5	各種ボランティア講座の実施【再掲】	ボランティアセンターが地域住民のボランティア活動の推進やボランティア自身のスキルアップを目的に講座を実施します。				○	継続	・ ボランティア連絡協議会 ・ ボランティアセンター登録団体、個人
6	生活支援コーディネーター事業	行政と連携し、いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。				○	継続	

第6章 社会福祉協議会の取り組み

No.	事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
7	福祉教育の推進【再掲】	各学校区の地域性、学年に応じた福祉教育を推進します。また、地域住民向けの福祉教育推進に取り組みます。			○		継続	・小学校 ・中学校 ・行政区
8	筑前町を良くする助成金事業	筑前町で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進め、住民が主体となって進める福祉活動を応援します。			○		継続	
9	シニアクラブ連合会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	・シニアクラブ連合会
10	遺族会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	・遺族会
11	身体障害者福祉協会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	・身体障害者福祉協会
12	母子・寡婦福祉協会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	・母子寡婦福祉協会
13	ボランティア連絡協議会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	・ボランティア連絡協議会
14	障がい者小規模作業所への助成金	町内3か所の小規模作業所へ助成金の配分を行います。			○		継続	・みるくはうす ・ひだまり ・くるみ苑
15	各小・中学校福祉協力校への助成金	各小・中学校福祉協力校へ助成金の配分を行います。			○		継続	・小学校 ・中学校

基本目標 2

相談しやすく適切にサービスが受けられるまちづくり

1. 情報提供・相談体制の整備

No.	事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自主	補助 金	共募 配分	受託 金		
1	広報活動の 推進 【再掲】	<p>社協の事業や地域における福祉活動等を広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人へ「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を配布するとともに町立図書館でも聞くことができるよう寄贈します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉協議会だより」・「声の社会福祉協議会だより」を年4回発行 ・「共同募金だより」の発行（3月） ・「広報ちくぜん」への福祉関連情報を毎月掲載 ・ホームページを随時更新 			○		継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会 ・ ちくぜん虹の会（朗読ボランティア）
2	心配ごと相談 事業	<p>日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設します。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。</p>	○				継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護委員 ・ 民生委員・児童委員 ・ 行政相談委員 ・ 調停相談員
3	障害者相談支 援事業	<p>障がいのある人やその家族からの相談に応じ、地域の中で安心して暮らせるように、関係機関と連携を図りながら、問題解決に取り組みます。また、多様な相談に対応します。</p>		○			継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菊池園 ・ ほっとリンク
4	日常生活自立 支援事業	<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。</p>				○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援員
5	筑前町健康づく り、介護予防パン フレットの作成	<p>パンフレットを作成することにより、住民が情報を得やすい環境の整備を進めます。</p>					新規	

2. 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	心配ごと相談事業【再掲】	日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設します。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。	○				継続	・ 人権擁護委員 ・ 民生委員・児童委員 ・ 行政相談委員 ・ 調停相談員
2	在宅高齢者等配食サービス事業【再掲】	調理や買物が困難な高齢者等に対して、栄養のバランスがとれた食事を提供します。また、利用者の見守り・安否確認を徹底します。				○	継続	・ 東部在宅介護支援センター ・ 西部在宅介護支援センター
3	敬老館食堂事業	敬老館利用者等に地産地消をこころがけ、安全でおいしい食事を提供します。				○	継続	
4	敬老館運営事業【再掲】	家に閉じこもりがちな高齢者が交流を通して健康維持、生きがいづくりとして集う場を運営します。				○	継続	
5	放課後児童健全育成事業	小学生を対象に、放課後子どもが帰宅しても就労等のため保護者が不在等の家庭に代わって保育を行います。				○	継続	・ シルバー人材センター
6	生活支援コーディネーター事業	いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援サービスのしくみづくり、運営を行います。(住民参加型有償生活支援サービス事業)				○	新規	・ かせし隊
7	障害者相談支援事業	障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス利用者に対し、スムーズなサービスの利用ができるようサービス等利用計画などの作成や関係機関との連絡調整を行います。		○			継続	

No.	事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自主	補助 金	共募 配分	受託 金		
8	障害者支援区分認定調査	障がい福祉サービスの利用を希望する本人の心身の状態や生活状況を聞き取り、必要性を調査し、調査票の作成を行います。				○	継続	
9	コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者が自立した社会生活を営むための情報を得る手段として手話通訳及び要約筆記通訳の派遣を行います。				○	継続	・筑前手話の会 ・要約筆記の会 「たなばた」
10	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がいのある人又は高齢者に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るための貸付け相談を行います。				○	継続	・民生委員・児童委員 ・自立相談支援事務所（困りごと相談室）
11	日常生活自立支援事業【再掲】	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。				○	継続	・生活支援員
12	介護福祉用具の貸与	利用者や家族の日常生活の負担軽減を図るため介護福祉用具の貸出を行います。				○	継続	
13	社会福祉法人連絡会	それぞれの法人がもっている特性を生かした社会貢献を行います。					継続	・菊池園 ・朝老園 ・朝倉苑 ・善正会 ・第二野の花学園 ・武光福社会 ・すぎのこ会

基本目標3

すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり

1. 防災・防犯体制の整備

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	いきいきサロン事業 【再掲】	住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域みんなが支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロンを地域の人と推進していきます。				○	継続	・サロン応援隊 ・サロン代表者
2	生活支援コーディネーター事業	いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。				○	継続	
3	バス停管理	老朽化したバス停の補修を行います。				○	継続	
4	災害ボランティア活動者への助成	災害ボランティア活動者に対し、安心して災害ボランティア活動が行えるように保険の助成を行います。				○	継続	・災害ボランティア
5	災害ボランティアセンター設置マニュアルの再整備	現在のマニュアルを修正・変更し、実状に則した内容に整備します。					新規	
6	災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	マニュアルに則した設置・訓練を行い、災害発生後にスムーズな運営が行えるように実施します。					新規	
7	近隣社協と青年会議所との災害時の連携と協力	両筑社協連絡会災害時相互支援協定及び災害時広域相互協力協定に基づき、関係機関と災害時における連携体制の強化を進めます。					継続	・両筑地区社協連絡会 ・朝倉青年会議所

No.	事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自主	補助 金	共募 配分	受託 金		
8	社会福祉法人 連絡会 【再掲】	それぞれの法人が持っている特性を生かした社会貢献を行います。					継続	・ 菊池園 ・ 朝老園 ・ 朝倉苑 ・ 善正会 ・ 第二野の花学園 ・ 武光福祉会 ・ すぎのこ会

2. いきいきと暮らせる住環境づくり

No.	事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自主	補助 金	共募 配分	受託 金		
1	広報活動の 推進 【再掲】	<p>社協の事業や地域における福祉活動等を広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人へ「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を配布するとともに町立図書館でも聞くことができるよう寄贈します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉協議会だより」・「声の社会福祉協議会だより」を年4回発行 ・「共同募金だより」の発行（3月） ・「広報ちくぜん」への福祉関連情報を毎月掲載 ・ホームページを随時更新 			○		継続	・ 区長会 ・ ちくぜん虹の会 (朗読ボランティア)
2	いきいきサロン 事業 【再掲】	<p>住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域みんなが支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロンを地域の人と推進していきます。</p>				○	継続	・ サロン応援隊 ・ サロン代表者

第6章 社会福祉協議会の取り組み

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
3	在宅高齢者等配食サービス事業【再掲】	調理や買物が困難な高齢者等に対して、栄養のバランスがとれた食事を提供します。また、利用者の見守り・安否確認を徹底します。				○	継続	・ 東部在宅介護支援センター ・ 西部在宅介護支援センター
4	敬老館運営事業【再掲】	家に閉じこもりがちな高齢者が交流を通して健康維持、生きがいづくりとして集う場を運営します。				○	継続	
5	生活支援コーディネーター事業【再掲】	いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。				○	継続	
6	まちづくり出前講座【再掲】	地域住民に対し出前講座（町主催）を行います。					継続	・ 地域の団体など
7	筑前町健康づくり、介護予防パンフレットの作成【再掲】	パンフレットを作成することにより、住民が情報を得やすい環境の整備を進めます。					新規	
8	シニアクラブ運営支援	知識や経験を活かして地域の共生を共に考え、長寿社会を豊かに楽しく活動できるよう事務的に支援していきます。		○			継続	・ シニアクラブ連合会
9	ひとり暮らし高齢者のつどい【再掲】	一人暮らしで遠出に不安のある高齢者に対して、外出を進め、自立と生きがい、一人暮らし同士の交流と仲間づくりを支援していきます。				○	継続	
10	重度障がい者の交流会【再掲】	社会参加の機会と参加者同士の交流を図ります。				○	継続	・ ボランティア ・ 障がい者福祉施設 ・ 共同作業所
11	敬老の日祝事業	白寿と米寿を迎えられた人へ敬老のお祝いを贈呈します。				○	継続	・ 区長会

No.	事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
12	金婚お祝い事業	結婚 50 年を迎えられたご夫婦にお祝いの記念品を贈呈します。			○		継続	
13	レクリエーション用具の貸与【再掲】	団体の交流、ふれあい促進のためレクリエーション用具を貸し出します。			○		継続	・地域の団体 ・福祉施設など
14	心配ごと相談事業【再掲】	日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設します。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。	○				継続	・人権擁護委員 ・民生委員・児童委員 ・行政相談委員 ・調停相談員
15	障害者相談支援事業	障がいのある人が安心して生活を営むことができるように、情報の提供、権利擁護のための必要な援助、関係機関との連携調整を行います。		○			継続	
16	コミュニケーション支援事業【再掲】	聴覚障がい者が自立した社会生活を営むための情報を得る手段として手話通訳及び要約筆記通訳の派遣を行います。				○	継続	・筑前手話の会 ・要約筆記の会「たなばた」
17	福祉教育の推進【再掲】	各学校区の地域性、学年に応じた福祉教育を推進します。また、地域住民向けの福祉教育推進に取り組みます。			○		継続	・小学校 ・中学校 ・行政区
18	介護福祉用具の貸与【再掲】	利用者や家族の日常生活の負担軽減を図るため介護福祉用具の貸出を行います。			○		継続	

3. 権利擁護体制の充実

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	心配ごと相談事業【再掲】	日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設します。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。	○				継続	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員 ・民生委員・児童委員 ・行政相談委員 ・調停相談員
2	障害者相談支援事業【再掲】	障がいのある人が安心して生活を営むことができるように、情報の提供、権利擁護のための必要な援助、関係機関との連携調整を行います。		○			継続	
3	日常生活自立支援事業【再掲】	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。				○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員
4	社会福祉法人連絡会【再掲】	それぞれの法人がもっている特性を生かした社会貢献を行います。					継続	<ul style="list-style-type: none"> ・菊池園 ・朝老園 ・朝倉苑 ・善正会 ・第二野の花学園 ・武光福社会 ・すぎのこ会

第7章

成年後見制度利用促進基本計画

1 基本計画策定の背景

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、促進法第14条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。このことから筑前町においては、国の基本計画を勘案して筑前町地域福祉計画の中に「成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用の促進に向けた具体的な施策等を定め、推進していきます。

2 計画の期間

国の基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間で念頭に定めるものとされており、第1期となる本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の進行管理及び点検

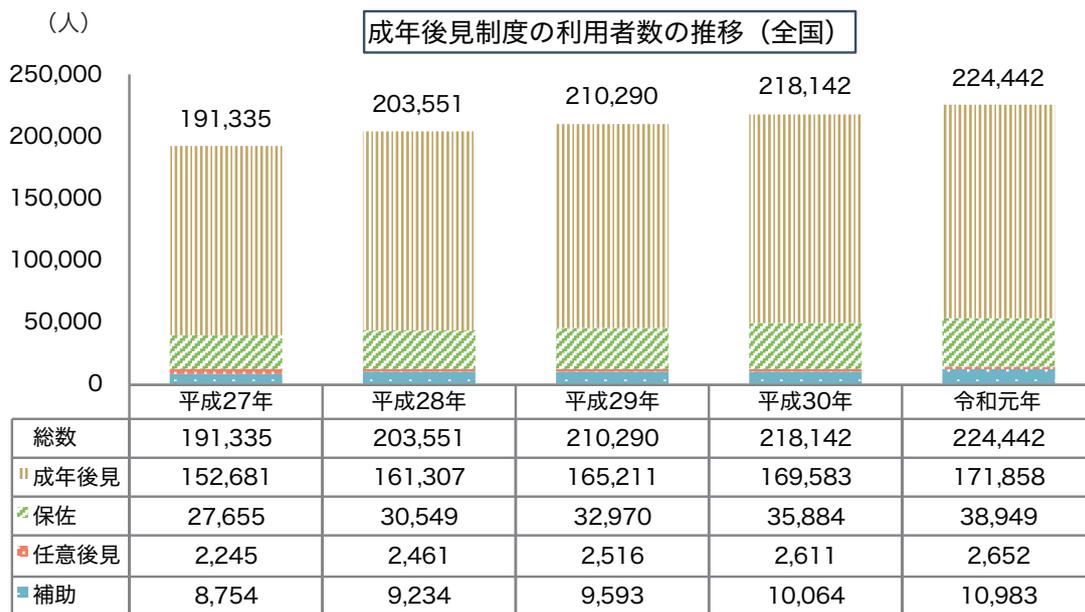
促進法第14条第2項において、市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしており、その機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、地域におけるネットワークの取り組み状況について調査審議し、地域における取り組み状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましいとしています。

ただし、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・しくみを活用しながら、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障がい福祉の各担当部署等と連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また必要に応じて適切な見直しを行います。

4 筑前町における現状と課題

(1) 全国の利用状況

最高裁判所が公表している資料によると、全国の成年後見制度の利用者総数の推移は、平成27年191,335人、令和元年の224,442人と年々増加傾向で推移しています。



(2) 筑前町における成年後見制度利用に関する状況

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な人に対して、費用の全部または一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を行っています。

過去4年間の利用実績は、平成30年度に1件あるものの、それ以降の利用実績はありません。

成年後見制度利用支援事業利用件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計
審判の請求	0件	0件	0件	0件	0件
報酬の補助	0件	0件	1件	0件	1件
合計	0件	0件	1件	0件	1件

資料：筑前町

第7章 成年後見制度利用促進基本計画

市町村長は、高齢者の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます（老人福祉法第32条）。この町長申立てに関しては、毎年1～2件の実績があります。

■ 町長申し立て件数の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	累計
老人福祉法	1件	2件	1件	2件	6件
精神保健福祉法	0件	0件	0件	0件	0件
知的障害者福祉法	0件	0件	0件	0件	0件
合計	1件	2件	1件	2件	6件

資料：筑前町

（3）課題分析

① 高齢者の課題

高齢者世帯については、高齢者同居世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯、全てにおいて年々増加傾向で推移しています。判断能力の低下により、財産管理や身上監護等、法律面や生活面での支援を必要とする人が増えていくと推測されます。

② 障がいのある人の課題

障がいのある人に関しては、知的障がい者、精神障がい者ともに年々増加傾向で推移しており、障がいのある人を見守る家族などの高齢化が懸念されます。「親亡き後」を見据えた支援の必要性が高まっていくと推測されます。

③ 成年後見制度に関する取り組みの現状

全国の成年後見利用者数がここ数年で増加していることなどから、制度利用のニーズが高まっています。今後、制度利用が必要な高齢者が増加する見込みであり、成年後見制度に関する啓発が必要です。

5 具体的な施策・事業

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を設置するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携を目指します。

① 地域連携ネットワークの段階的な構築

地域連携ネットワークは

- ・「権利擁護支援に必要な人の発見・支援」
- ・「早期の段階からの相談・対応体制の整備」
- ・「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携のしくみを「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として構築を進めます。

○「チーム」とは

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみです。

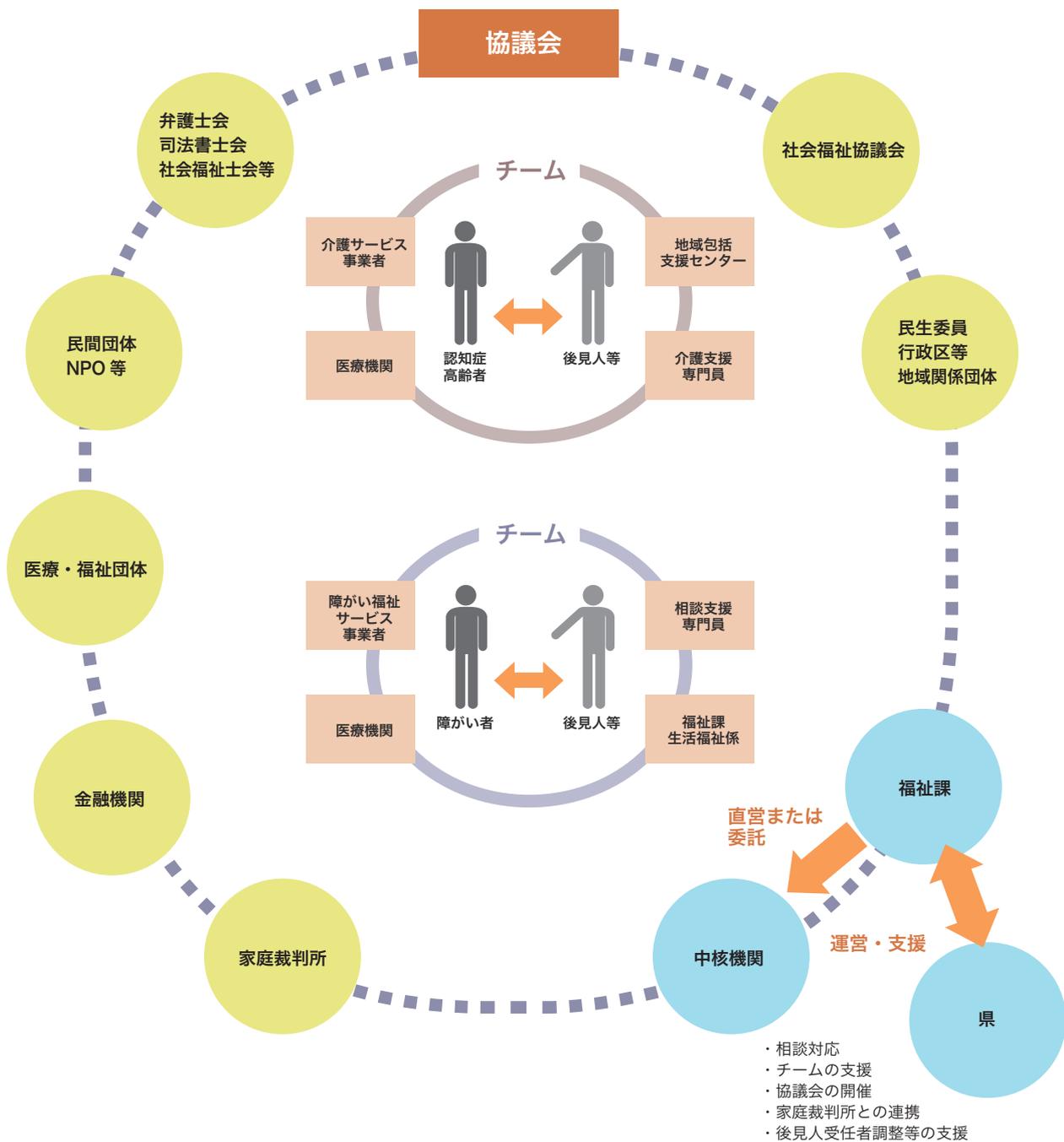
■ チーム案

生活拠点	高齢者の場合 (主催者)	障がい者の場合 (主催者)
在宅 (自宅)	地域包括支援センター または 介護支援専門員	福祉課生活福祉係 または 相談支援専門員
居宅 (有料老人ホーム)		
介護保険3施設 グループホーム 障がい者施設	施設相談員	施設相談員

○「協議会」とは

「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係団体が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体です。

● 地域連携ネットワークのイメージ



② 「中核機関」の設置

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

今後、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関への委託や複数の市町村にまたがる「広域型」など実情に応じた柔軟な形での設置を進めます。

(2) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

国の基本計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、以下が示されており、段階的に整備を進めます。

① 広報機能

地域で研修や講演会等により、成年後見制度に関する周知・広報が行われます。また権利擁護・成年後見制度に関する相談窓口が明確化され、住民や関係機関に対して周知されます。相談機会が増え、相談しやすい環境が整います。

② 相談機能

相談支援機関のアセスメントやケース検討を行う時に法律の専門職や、成年後見制度に詳しい福祉の専門職が参加します。専門職の関与によって専門的な検討・判断が行われ、法的な課題が明らかになり、権利擁護支援に関するアセスメント、成年後見制度の利用に関しても適切な対応が可能となります。

③ 成年後見制度の利用促進

窓口で申立てに関わる相談が行われることで、申立てに関わる書類作成・事務が支援され、申立者は成年後見制度の申立て手続きが行いやすくなります。

④ 後見人等への支援

成年後見人選任後、中核機関のコーディネートにより本人を支えるチームの再編成が行われ、本人、後見人等が連携し、相談できるチーム体制が構築されます。

このような機能が果たされることで、不正の防止や後見人等の適切な事務を是正することが可能になると考えられます。

<参考資料>

◆ 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な人々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

① 法定後見制度

法定後見制度は、「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっていきます。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が、本人の利益を考えながら、本人の代理人として契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

■ 法定後見制度の概要

	補助	補佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が全くない人
制度利用の申立てができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長など		
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（注1）	申立てにより裁判所が定める行為（注2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（注3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

(注1) 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

(注2) 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増築など）の一部に限ります。

(注3) 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※保佐制度及び後見制度の利用により、本人が一定の資格や地位を失う場合があります。

※補助開始の審判、補助人の同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要です。

【成年後見人等の選任】

成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

【成年後見人等の役割】

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人等の職務ではありません。また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

【成年後見の申立てをする方がいない場合】

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の人の保護を図るため、市町村長に法定後見（補助・保佐・後見）の開始の審判の申立権が与えられています。

【成年後見制度の申立てから開始までの期間】

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえません。鑑定手続きや成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから成年後見等の開始までの期間は、4か月以内となっています。

【法定後見制度（後見・保佐・補助）利用手続き】

法定後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てる必要があります。

② 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人の代理人として契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

【任意後見制度利用の手続き】

任意後見制度を利用するには、原則として、公証役場で任意後見契約を結ぶ必要がありますので、手続きの詳細については、近くの公証役場までお問い合わせください。

※出典：法務省ホームページより抜粋（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>）

資料編

1 筑前町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉の推進に関する基本的な計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、筑前町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 高齢者福祉関係者
- (3) 障がい者福祉関係者
- (4) 前各号に定める者のほか、町長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、正副会長は委員の互選とする。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、筑前町特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年筑前町条例第39号）により支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 筑前町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人筑前町社会福祉協議会（以下「本会」という）が、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営するもの及び社会福祉に関する行動を行う者と相互に協力して、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画を策定するにあたり、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 策定委員会は、地域福祉活動計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査、及び協議を行い、本会会長に答申することを目的とする。

(組織)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治区長
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) ボランティア
- (5) 施設関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 地域住民
- (8) その他、本会会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉活動計画の策定を完了するまでの期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第5条 委員が策定委員会の必要とする会議等に出席した場合は、本会役員及び各種委員会委員等の費用弁償に関する規定により支給する。但し町と同時開催の場合は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、当該委員が筑前町及びその機関等に勤務する公務員である場合は、これを支給しない。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(策定委員会)

第7条 策定委員会は、委員長が招集し、策定委員会の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 策定委員会が、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、意見または説明を求めることができる。

(事務局)

第9条 策定委員会の事務局は、本会内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 筑前町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿

役職	氏名	所属
会長	矢野 勉	区長会
副会長	小金丸 勝洋	民生委員・児童委員協議会
委員	野寄 千恵	筑前町ボランティア連絡協議会
	大川 正義	筑前町身体障害者福祉協会
	松尾 サトル	筑前町シニアクラブ連合会
	柳 誠	社会福祉法人菊池園
	内堀 靖子	住民代表
	岡松 明子	住民代表
	後藤 恵美	健康課
	平井 由美子	人権・同和対策室
	馬田 真次	こども課

(敬称略)

4 計画策定の過程

実施日	名称	内容
令和2年 7月20日 ～8月5日	地域福祉に関する 住民アンケート調査	町内在住の20歳以上1,500人を 対象とするアンケート調査
8月26日 ～9月14日	地域福祉関係団体アンケート	町内の地域福祉関係団体11団体を 対象としたアンケート調査
9月2日	民生委員・児童委員 ワークショップ	民生委員・児童委員を対象とした 意見聴取及び発表
9月23日	第1回計画策定委員会	計画策定の趣旨説明
10月27日	第2回計画策定委員会	住民アンケート結果報告、計画骨 子、基本理念の検討
令和3年 1月26日	第3回計画策定委員会	計画素案の協議
2月24日	第4回計画策定委員会	計画素案の協議
3月1日 ～3月12日	パブリックコメント	計画素案に対する意見聴取
3月16日	第5回計画策定委員会	パブリックコメントの内容確認 計画最終案の協議

5 用語解説

■いきいきサロン

地域住民が、公民館などの自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画・運営することで、生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる活動。

■居場所づくり

「誰でも気軽に集うことができる地域の憩いの場」で、人間関係が希薄になりがちな現代社会において、人と人とのつながりを生みだすことを目的に実施されている。誰もが主体となって取り組める活動のこと。筑前町では福祉課と社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）が立ち上げの推進と、居場所実施地域への支援を行っている。

■SNS

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できるサービスのこと。

■NPO

NonProfit Organization の略であり、非営利活動を行う団体。社会貢献活動や慈善活動を行う住民団体のことを指す。

■介護保険

40歳以上の人全員が被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割）を負担して、介護サービスを利用する制度。

■学童保育所（放課後児童健全育成事業）

放課後や長期休暇中などに、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学生の児童に対し、家庭に代わって保育を行う事業のこと。

■キーパーソン

地域における団体や家族関係などにおいて、大きく影響をあたえる人物、中心となる人物のことを指す。

■行政区

地域住民の福祉の増進と町行政の円滑な推進を図るために、町内を一定の区域に分けた自治組織。それぞれの行政区には代表として区長がいる。

■協働

行政と住民や事業者など地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。

■権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢者や障がいのある人等の社会的に不利な立場の人々に対する財産侵害や虐待等を防ぎ、自己の権利等を表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明する。

■高齢者見守りネットワーク

区長や民生委員、区の役員などを中心として、支援の必要がある高齢者等を日頃から見守り支援していくための組織体制を行政区単位で整えるしくみ。

■こども未来センター

0歳～18歳までの子どもたちの健やかな成長を支援し、未来の夢や希望をもてるまちづくりを目指した子育ての拠点。子どものための相談窓口のほか、不登校や引きこもりなどの悩みを持つ子どもたちが気軽に立ち寄れる場所「ミラクルーム」がある。

■困りごと相談室

福岡県が実施する事業で、家計に関することや就労に関する事など、生活全般の困りごとに対する相談窓口。専門の相談支援員が対応し、行政機関等とも連携しながら解決策を図る。

■コミュニティ

住民が共同体意識を持って共同生活を営む、一定の地域及びその人々の集団。地域社会、共同体のこと。

■災害ボランティアセンター

大規模災害が発生し、被災地域においてボランティアによる支援活動が必要とされる際に、災害ボランティア活動を円滑に進めるために設置される拠点のこと。

■在宅介護支援センター

町内に2か所設置しており、在宅の要介護高齢者やその家族等に対し、在宅介護等に関する相談に応じるとともに、福祉サービスを総合的に受給できるように、行政とサービス実施事業所との連絡調整などを行っている。

■シニアクラブ

高齢社会を明るく、豊かで活力あるものにすることを目指して、高齢者自らが取り組む「健康」「友愛」「奉仕」の三大運動の一層の推進を図ることを目的とした組織のこと。全国的取り組みから都道府県、市町村、単位クラブときめ細やかな活動を展開している。

■自主防災組織

災害等に備え、自治区や町内会単位で、いざというときの役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施などを行い、自主的に防災活動にあたる組織。

■社会福祉協議会

地域において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした組織。

■社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律のこと。社会福祉の目的や理念、原則等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉法人等、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

■社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

■社会福祉法人連絡会

多種・多様化する福祉課題について、社会福祉法人の持つ専門性を連携させ、敏速且つ柔軟な対応を推進し、課題解決に結びつけることを目的に組織された連絡会のこと。また、地域貢献及び地域における公益的な取り組み等についての情報交換、企画立案の場ともなっている。(加入団体：8社会福祉法人〈令和3年3月末現在〉)

■消費生活センター

消費者相談だけでなく消費者被害の救済や啓発活動、生活に関する情報提供などを行い、消費者の権利の尊重と自立の支援を行っている。

■シルバー人材センター

都道府県知事の認可を受けて市町村の区域ごとに設立された公益法人のこと。高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。

■生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人のこと。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

■青年会議所

修練・奉仕・友情という三信条のもと、20歳から40歳までの青年の真摯な情熱を結集し、社会貢献を目的によりよい社会づくりを目指している。さまざまなボランティアや行政改革等の社会的課題に積極的に取り組みを推進している公益社団法人を有している団体。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が不利な契約等を結ばないように、選任された後見人、保佐人等が本人の権利や財産を適正に守る。

■セーフティネット

網の目のように社会的な救済策を張ることで、安心安全に生活できるようにするための社会保障のしくみのこと。

■第1号被保険者

介護保険制度においては、40歳以上が被保険者になるが、そのうちで65歳以上の人のこと。介護サービス等が必要であると認定を受けるとサービスを利用することができる。

■第2号被保険者

介護保険制度においては、40歳以上が被保険者になるが、そのうちで40歳以上64歳の人のこと。医療保険に加入しており、特定疾病が原因で介護サービス等が必要であると認定を受けるとサービスを利用することができる。

■地域活動支援センター

障がいによって働くことが困難な人の日中の活動をサポートし、社会との交流を促進して自立した生活を支援する福祉施設。

■地域共生社会

高齢者、障がいのある人、子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに作り、高め合う社会。

■地域包括支援センター

地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関として、各市区町村に設置される。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が置かれ、連携しながら総合的支援を行う。

■ちくちゃんバス

筑前町内における生活交通手段の確保と高齢者等交通弱者の社会参画・健康増進に寄与することを目的とした公営の地域巡回バス。運賃は無料。

■DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者やパートナー（婚約者や恋人）、その他親密な関係にある者（過去にあった者を含む）から受ける身体的、精神的、経済的、言語的な暴力及び虐待のこと。

■認知症

脳の器質的異常により、いったん獲得された知能、認知機能が後天的に失われ、日常生活に支障をきたすようになった状態を指す。代表的なものとして、「脳血管性認知症」や「アルツハイマー型認知症」などがある。

■認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る地域の応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人。国は認知症サポーターの養成を行っており、全国で1200万人超を超える。

■ハザードマップ

自然災害による被害の規模を予測し、その被害範囲等を地図にしたもの。避難場所等も記載があり、災害発生時に的確に避難できるように日頃から十分な確認が必要である。

■ハラスメント

相手に対して行われる嫌がらせのことで、性別や年齢、職業、宗教、人種、身体的特徴、人格などに関する言動などによって、不快感や不利益を与えて尊厳を傷つけること。

■ バリアフリー

高齢者、障がいのある人、高齢者、子ども、妊産婦をはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む障壁を取り除くこと。道路や建物内の段差などの物理的な障壁はもとより、制度的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁を含む。

■ 避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

■ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がい、難聴の人など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりにくい人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、支援を得やすくするためのマーク。

■ ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、およびそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

■ 民生委員・児童委員

地域住民の生活状態把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、地域の福祉を高めるためのさまざまな自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をしている民間の奉仕者。

■ ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、年齢や障がいの有無等にかかわらず、多くの人が利用可能であるようにデザインすること、またはデザインされたものを指す。

■ 両筑地区社協連絡会

両筑管内市町村（朝倉市、うきは市、小郡市、大刀洗町、筑前町、東峰村）社会福祉協議会の役職員が相互の連携と情報交換を図るとともに、管内共通の福祉課題の解決に向けた活動を推進することを目的に組織されている連絡会のこと。

第3次筑前町地域福祉計画・筑前町地域福祉活動計画

2021年 3月 発行

筑前町福祉課
朝倉郡筑前町久光 951 番地 1
電話番号 0946-24-8763
FAX 番号 0946-24-8751

筑前町社会福祉協議会
朝倉郡筑前町篠隈 373 番地
電話番号 0946-42-4555
FAX 番号 0946-42-5941

